古史傳

自第九十九段
至第百五段

二十

歴 和 孝 三号

和書門 類
四二四一八 號
一二一 函
一一 架
四〇 冊

内閣文庫
和書 類
四二五一八 號
四 冊
一四函
一六架

内閣文庫		
番號	和 42518	
冊數	40（23）	
函號	140	185

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

古史傳二十㞢卷

神代中十二㞢卷

平篤胤謹撰　男　鐵胤　續攷
孫　延胤

爾大国主神㞢嫡后須勢理毘賣命。甚爲嫉妒矣。故其日子遅神。和備而。自出雲。將上坐倭国

而。束裝立時。片御手繫御馬出
鞍。片御足蹈入其御鐙而。歌曰。
奴婆多麻能。久路伎美祁斯遠。
麻都夫佐爾。登理與曾比。淤伎
都登理。牟那美流登伎。波多多

藝母。許禮波布佐波受。幣都那
美。曾邇奴岐宇氐。蘇邇杼理能。
阿遠伎美祁斯遠。麻都夫佐邇。
登理與曾比。淤伎都登理。牟那
美流登伎。波多多藝母。許母布

佐波受。幣都那美。曾邇奴棄宇（サハズヘツナミソニヌギウ）
氐。夜麻賀多爾。麻岐斯。阿多泥（テヤマガタニマギレアタネ）
都伎。曾米紀賀斯流邇。斯米許（ツキソメキガレルニレメコ）
呂母遠。麻都夫佐邇。登理與曾（ロモヲマツブサニトリヨソ）
比。淤伎都登理。牟那美流登伎。（ヒオキツトリムナミルトキ）

波多多藝母。許斯與呂志。伊刀（ハタタギモコレヨロシイト）
古夜能。伊毛能美許等。牟良登（コヤノイモノミコトムラト）
理能。和賀牟禮伊那婆。比氣登（リノワガムレイナバヒケト）
理能。和賀比氣伊那婆。那迦士（リノワガヒケイナバナカジ）
登波。那波伊布登母。夜麻登能。（トハナハイフトモヤマトノ）

比登母登須須伎。宇那加夫斯。
那賀那加佐麻久。阿佐阿米能。
佐疑理瀰多多牟敍。和加久佐
能。都麻能美許登。許登能。加多
理碁登母。許遠婆。爾其后。取大

御酒坏而。立依指擧而。歌曰。夜
知富許能。加微能美許登夜。阿
賀淤富久瀰。奴斯許曾波。遠瀰
伊麻世婆。宇知微流。斯麻能佐
伎邪伎。加伎微流。伊蘇能佐伎

淤知受。和加久佐能。都麻母多
勢旦米。阿波母與。賣邇斯阿禮
婆。那遠伎氐。遠波那志。那遠伎
氐。都麻波那斯。阿夜加伎能。布
波夜賀斯多爾。牟斯夫須麻。爾

古夜賀斯多爾。多久夫須麻。佐
夜具賀斯多爾。阿和由伎能。和
加夜流牟泥遠。多久豆怒能。斯
路伎多陀牟伎。曾陀多伎。多多
伎麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳

佐斯麻伎。毛毛那賀邇。伊遠斯那世。登與美伎。多氐麻都良世。夜知富許能。加微能美許登。許登能。迦多理碁登母。許遠婆。如此歌而。卽爲宇伎由比而。宇那賀氣理而。至今鎭坐也。此謂神語歌也。

嫡后は。師ノ云。意富岐佐伎と訓べし。上に嫡妻とあるは。御父神の御言なる故なれば。此は後に語傳ふるをもて言になる故に。尊みて如此云り。凡て伎佐伎とは。天皇の大御妻に限りて申す御稱になれば。但し倭建ノ命の御妻。橘比賣ノ命を。后と云る所以は。彼処に云べし。此にも如此あるは。出雲風土記に赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后。天甕津日女命。今云。此事は第七十七段に見えたり。

なる阿遲須枳高日子命之后。天御梶日女命。今云。これ下第百三段に見えたり。など有るを合せて思へば。古神たちをば。天皇に準へて尊みて。皇神とも申せる類にて。其御妻をも后と申せるなるべし。續後紀九にも。伊豆國賀茂郡阿波神。是三島大社本后也。神名式にも。安房國安房郡安房坐神社の次に。后神大比理刀咩命神社あり。是を續後紀には。第一后神とあり。仍て神名式に出雲國出雲郡杵築大社の次に。同社大神大后神社とあるは。即此須世理毘賣命を祭れるにて。大后と申せしことを疑なし。此の嫡后を。師は美賣と訓まさるは。后をば天皇の御嫡妻ならでは申し難しと。固く心得られしゆゑも。これにて。それ中々に古意に非ず。仍て天皇の伎佐伎と申すは皇后に限らず。上代には妃夫人などの班までを申せる稱なり。其

中にて最上なる一柱を。大后と申せり。此後世の皇后なり。此事は。白檮原宮段に委く辨へ云べし。今云。其處は傳見るべし。然れば此の嫡后も其に準へて。意富岐佐伎と訓べきこと。彼神名式と照して愈明れし。◯甚爲嫉妒矣。伊多久宇波那理泥陀美志給伎と訓べし。舒明天皇紀に一尼嫉妬とあるに依れり。宇波那理のことは。白檮原宮段に出。今云。戊午歳八月の處見べし。高津宮段にも。其大后石之日賣命。甚多嫉妬とありて此は必しも。上の沼河比賣のみには係て見べからず。彼とは別段なれば。總ての上を云なり。彼八上比賣の此嫡后を畏みて。稻羽に帰りまし事をも思ふべし。◯日子遲は。夫妻のうへの事を云ふ時に。其夫を

指て云稱と聞ゆ。八千矛神の一名と下に豐玉毘賣命の御歌に。御答歌を擧とて其御夫火遠理命の御事をも如此申せり。偖此稱の意は。上阿斯訶備比古遲神の處今云第二段の傳見べし。に云る如くなれば。夫を云も今世の賤者の言に。夫を意夜遲と云も同意なるべし。○和備而は。万葉四に。物思跡和備居時二。亦丈夫之思和備乍。亦遠有者和備而毛有乎なども猶いと多かり。爲方なくたちし迫りとふ意なり。光仁天皇紀に。藤原永手大臣を悼賜る詔に。言牟須倍母無爲牟須倍母不知爾。悔備賜比和備賜比。と云ふにても知べし。倭姫命世記に。宮処覓侘賜比天。其処乎和比野止号支。○自出雲をは。

上の高志国沼河比賣の事どもを連て見ば疑ひ有べけれども此は別段なれば彼には拘はらじ。○将上坐倭国而国はしも多かれるに。遠き倭にしめ行坐むとては倭八當昔より既く。他国に殊なる。深き由縁ありけむかし。和御魂を其国の大御和山に鎮坐せ賜ふなも思ひ合はべし。上とは。鄙より京に行を云なれば此は皇都に爲ての後の言を以語傳になるなり。○東装之時下に将降装束之間。朝倉宮段に。装束之状雄略天皇紀に。装束已畢進軍門云々。万葉二に。皇子之御門乎。神宮爾装束奉而など見ゆ。古きらに準ずて。此の東装。下上に誤れるにや。と思はるれども。神功皇后紀一云の文にも如此あり。訓は下の歌に。伎美賀余曽比万葉十

四に水都等利乃多々武與曾比爾。二十に等里與曾比門
出乎須禮婆なぞ猶有に依れり。立は發出賜ふれり。○片
御手云々は馬に乘むと爲賜ふ狀なり。○御馬は美麻と
訓べし。万葉五に美麻知可豆加婆とあり。御馬近者なり。○鞍は
和名抄に和名久良とあり。雄略天皇卷の歌に甲斐能久
呂古麻。久良枳世婆などもみゆ。○御鐙和名抄に蔣魴切韻
云鐙兩邊承脚具也。和名阿布美とあり名義は足踏なり。
万葉十七に可波能和多理瀬安夫美都加須毛。○奴婆多麻能前に見ゆ。○久路
伎美祁斯遠は黑御衣をなり。推古天皇紀に衣裳。万葉十
に公之御衣に十四に伎美我美家志などあり。此は太刀

は佩物なる故に。御佩と云ひ。弓は執物なる故に御執と
云如く。衣は著物なる故に御著と云れり。著を古言に祁
流と云り。また倭建命の御歌に。祁世流と見ゆれに彼處
に云ばし。今云景行天皇卷見るべし。さて黑衣服は喪服にて昔は常
には服ざりしとれりを此に如此あるは如何ぞと云には
お喪葬令に凡天皇云々服錫紵義解に錫紵者細布即用
淺墨染也と見え常に歌にも墨染衣とよみまた中昔の
書等に是を鈍色と云ふ。此は今云鼠色にて眞黒なるに
非ず。其鼠色の中に。濃淺きけぢめは有なり。さて吉部祕訓抄に。鼠色鈍色とならべ云て。分てるなとも有れど。今云鼠色は。くさ〴〵阿まで。古へ鈍色と云し物ぞ。其中にあり。鈍色は。移花にて染と云は。墨染ハ。阿乃り見ぐる

しき色なる故に。少し似ひ有せむとて。後に青みを加へさせ物なり。故に青鈍など云名もあり。またさ青花に墨を入て染と云へるも同じ。あまたは皆後の事にて。本は多く墨染なり。服假間事と云ふ物に。著服者可用鈍色其色或墨許染之。或墨入移花といへり。さて持統天皇紀七年正月。詔令天下百姓服黄色衣。奴皁色と見え。衣服令に家人奴婢橡墨衣と定られたれも。右は鼠色なるなし。此等ハこれ。やゝ後の御制なれども。上代をぞも。右の色は賤しめ悪さるべし。さて眞墨なるは。貴人も常に著さるゝ。ぞめ云ぞなれど。上代より中昔まで。黒衣を著る事なと物に見えねど。中昔の書どもに。衣服の事を云処に。黒きをし云ることを。まゝ見えされど。それ他の色の黒みて見ゆるあとにて。実に黒色なるには非ず。源氏若菜下巻に。ふかひめなく。黒きう子の衣着ゑ。とある類なり。當時黒袍は無れば。此も紫彼鈍色にはあらで色の。いさく黒みさるをゝく云なり。

眞黒なるをも人は賤しめて好ざりしと見えたり。四位より上。紫袍を改めて。黒色になれるハいと後のことなり。斯て今世人の。黒色をしも好むは。黒袍を尚ばるゝより移れる人情なり。されば今此に。黒御衣とあるは。此は不宜とて棄ることぞ我云むために。先故に好ましからぬ色をとみ給へるなり。偖次に青衣を云ひて。其をも棄。その次に緋色を云ひて。此ぞ宜きとゝみ給へるは。次第おのづから後の御々世々の服色の御制の次第とも合へるをや。衣服色の御制の次第は。大抵から国の。隋唐の制にならへる物なれども。上代よりもおのづから人は尚み好む色と。卑しめ悪む色との次第は然ありて。此方も彼処も似さりしなり。まさ彼国は古に。代ごとに。各尚む色は有しを。強て定めしけり。あらおとなまで。そハ中々に云に足らば。○麻都夫佐爾ハ眞具なり。都夫佐

とは。落ることなく。調へ備ふるを云ふ。◯登理與曽比は。
取装なり。◯淤伎都登理は。奥鳥にて。海川にまれ池など
にまれ。水ノ上に浮居る鳥を云て。水鳥のことなり。奥とは。辺に對
へる名にて。陸より遠ざかれるを云。奥鳥鴨ともなり。万葉六に。奥鳥味經乃
原ともおぐけり。こは味鴨を云が有ればなり。◯年那美流登使ハ。胸見
時なり。水鳥ハ。頸を延居て己が胸を見るが如くなる物な
る故譬へて云なり。◯波多々藝母は。鰭揚もなり。波多は
中昔の物語書などに。袖之波多。また波多袖など有て。袖
の端なる方を云へり。魚の鰭。この字は。背上鬣也と注したれど。波多と云名は。左右の比礼を本にて云なるべし。
今も俗言に。物の邊側を。波多と云も同意な

り。多藝ハ万葉二に。多氣婆奴禮多香根者長寸妹之髪。九
に。髪多久麻庭爾。十四に。古麻波多負等毛。十九に。馬太伎
由吉氐。また七に。をとめらが織機ノ上を。眞櫛もてかゝげ栲島。浪間より見ゆ。などある言に
て。たぐり揚るを云ふ。馬太具とは。手綱をたぐりて。頭を引揚るを云べし。ちまぞ
此は。左右の手を張り。袖をたぐり揚て。かの水鳥の胸見
る如くになして。吾著装たる衣を好しや悪しやと見るを
云なり。今ノ世ノ人も。新衣なれど初めて著たる時は。必然為て
見るものぞ。◯許禮波布佐波受ハ。此者不宜なり。此言は。
上の不良の訓を論へる處に云るが如く。今云。第六段の傳見るべし。
宜しからぬと棄ふ意なり。俗に気に入ぬといふ意なり。気に入ざることを。布佐比の

方と。源氏物語よ見えたり。◯幣都那美曽邇奴岐宇氏は。於邊浪磯脱棄なり。と師ノ説なり。さて浪のよる磯などゝおそ云べきを。直に浪磯とては。言おほぬに似とまれ。万葉に。白浪乃濱松之枝なぞと見るも。同格ゟて那美え那岐の反にて。もとは浪れ立さ己ぐを云名なること。上類那藝類那美ノ神の処に云へ依如くなまバ。那美曽にて。即波れ立さ己ぐ磯と云ふ意なり。土佐日記の哥ふ。風ふよる浪のいそよは鴬も。春めえ志らぬ花のみぞさく。是も浪乃いそと詠り。けて棄を宇氏と云は。御誓ノ段に。吹棄と有る哉も。神代紀に。此云浮枳于都屢とも見えたり。落窪ノ物語にぬ。逐棄むと云こともを淤比宇氏牟とあり。後ノ世定家ノ卿の哥よも。禊せる麻の立葉え宿ごとに苅れどもなく投うておなり。大和物語よれ。布氏都もも云へり。此ノそふぬぎうてを。契冲ゲ鵄緯打而なりと云牙るは。いたく誤まり。◯蘇邇杼理能ハ。鴗鳥之にて。青け枕言なり。其は和名抄に。爾

雅集註ニ云。鴗ハ小鳥也。色青翠ニ而食魚ヲ。江東呼テ為ス水狗ト。和名曽比。文徳天皇ノ紀。用ニ魚虎鳥ノ三字。魚虎ノ見ユ兼ノ名苑等ニを有りて。其ノ色殊よ青翠ろれぞなり。字鏡に。鵤曽尔とあるは。鴗ノ字を写シ誤れ依ならむ。ける天若日子ノ段に翠鳥とある依も。書紀には。鴗とあるまゝにて。此ノ鳥なり。古は今ノ世よ川世美と云物よて。塩嚢抄に。少微と云牙り。曽比。少微。世美なぞえみなる蘇爾の訛れるなり。緑色をも云も。翠鳥色れ曽を省れ依なるべし。◯許母布佐波受は。此亦不宜なり。◯夜麻賀多爾は。山縣よなり。但ノ此は地ノ名よは非ず。多ゞ山の縣なり。地ノ名に有るも。本此ノ意をり出たり。◯麻岐斯は。求しなり。まさ時しよても有むろと。師の云まおる。求しれ方を用ふべし。三言れ句なり。◯阿多尼都使ハ。茜

舂かと契沖云へり。信に然聞ゆれを。赤根を阿多尼と云むあをは聊心ゆかず。若ハ草書にて誤まるか。かを書るを多と誤れるにや有らむ。和名抄染色具に。兼名苑注ニ云。茜可以染緋者也。和名阿加禰と見え。縫殿寮式雜染用度中に。深緋綾一疋。茜大四十斤。紫草卅斤云々と見ゆ。かゝれば此も緋色を染るに依べし。○曾米紀賀斯流邇ハ。染木之汁になり。染木とは。即上の茜にて。其を搗とる汁にと云なり。猪茜ハ草に依字。木と云るは。物染るには。今世に木草ともに。凡ては染草をも云如く。古は草をも凡て染木を云なるか。契沖は。茜を木を云むこそ。いかゞなれ。若は阿多尼は。皮を剥て染物する木の名にて。其を染木とも云るにやとも云へり。○

今云内山眞竜が。出雲風土記ノ解に。此の曾米紀は。烏草樹なりと云るは。詳ならぬ説なるが。由有げなり。第七十三段。佐世ノ木の処の傳見るべし。又ハ木と云は。本は植物の總名にて。草にめれなるものぞ。波岐。乎岐。須々岐。余母岐。布々岐など草にも。岐と云名の多かるは。木と云なをにや。○斯米許呂母遠ハ。染衣をなり。斯米と曾米なる同言ぞ。○許斯與呂志は。此宜にて。斯は助辭なり。与呂志てふ言の意は。万葉考に見ゆ。さて首となり。此までの意を括て云はゞ。今倭国に物する依装に。色々此衣を取著て。あく飾むるに。茜に染と依緋衣。此ぞ心にかなひす宜き。と詠給ふなり。上に東装とある。即此緋衣を著給へるなべし。猪かく装束も宜しければ。今はをて出發なむとにを云意。言外にこめまなり。○伊刀古夜能は。妹を

云む枕言と聞えされ。伊刀古とは。人を深く親睦む稱に
て。伊刀富志伎子てふこそあれ。古ノ字は、子の假字に用る此ノ記に例なり。万葉
十六に。伊刀古名兄乃君居々而。物爾伊行跡波云々。八重
疊平郡乃山爾。此ノ古ノ字を今ノ本に、布流伎と訓されど、いとふるき名兄の君とは云べきに非ば殊に
此はふるきと云べき由なき誤なや。そを何なれ。八重疊までは。平郡を云む序
なるが。居々而云々を云を思へバ。年久しく同居せる者
の状なれば。名兄とは。妻の夫を云ふにて詠る語なれ。
然ればバ夫を親睦しみて。伊刀古と云ふめり。また神樂歌篠
波に。見之禰川久乎見名乃與佐々也。曾禮毛加毛。加禮毛
加毛。伊止己世仁。万伊止古世仁世牟也。御稲春女之美乎、其哉彼哉なり。伊
止己世の世は心得ずて下なるも同じ。そなるは。妻にせむと云意と聞え。風
俗知々良々歌に。伊止古世乃。加止仁天宇止乎比佐介天そなる
るも親睦しくする人の門に。調度を提てと云ぞあれ。
此等と彼万葉なる歌を合せて思ふに。夫婦ハ殊に親睦
しむ物なればバ。互にぞ伊刀古と云るむ。また從父母兄弟
め。本は互に親睦みて云しが。定まれる稱になれるなる
し。師說には、寢所屋之なり。とあれど、いかゞ。或人は、寢床屋之寐とあれど、床はさてもありぬべし
れど、寐のあれば非なり。
夜てふ例は。繼體天皇巻ノ歌に。阿布美能夜祁那能和久碁。
淡海之毛野若子なり。
そなるを始めて。万葉十四に。美奈刀能也葦

が中なる。古今集に。淡海のや鏡の山をなぞなお有り。夜は助辭なり。○伊毛能美許等ハ。妹ノ命にて。此時須世理毘賣ノ命に對ひて詔ふなり。○牟良登理能ハ。群鳥之にて。群往者と云ハむ枕言なり。○和賀牟禮伊那婆ハ。數多の從者ぞもかな連て。吾群往者なり。万葉九に。天離る夷治にぞ朝鳥の朝立しつゝ。群鳥の群立行ば云々。十七に無良等理能安佐太知伊奈婆云々。二十に。群鳥の伊涅多知加氐爾なども訓り。○比氣登理能は所引鳥之なり。比氣は比加禮を切とるよて。比伎と云とは異れり。多くむき居る鳥の中に。一ツが飛立バ。其ヲ引れて。餘の鳥も共に立を云ふ。此も枕

言なり。契沖の引島にて。引て引て還るを云と云るハ違へり。○和賀比氣伊那婆ハ。吾被引往者なり。かの數多の從者共の装立るに引れ往を云。○源氏松風ノ巻に。ちゞがしきに引れて出給ふ。とあるも。人ゝのちわ死立て。引率行に引きて行〃こゝろ。此とゞく似さゆ。或ル人ノ説は。鳥を取ルに食鳥を出しおれバ。そきに引きて。友鳥の集るが比氣鳥なり。男ハ女。女は男に引るゝなり。と云るは此に叶へれ。万葉六に。寧樂京を山背久爾都に遷されし時の歌に。皇の引のまに〱。春花のうつろひ易く。村鳥の旦立往ば云々。引のまに〱とは。此は京を引迁し給ふを云に非ず。引率て往給ふはに〱と云ことなり。次に引く哥を合せて心得べし。十九に。麻須良乎能比伎能麻爾麻爾。之奈謝可流。古之地乎左之氐云々。まきら引率て往まに〱引き往を云り。○那迦士登波那波伊布登母

は。不泣者汝者雖言なり。◯夜麻登能は山處之なる意し。まゝ山本之にても有むか。倭國之と云には非じ。其故は。此處に留り給ふ人のうへを。差て行あなどの。倭は物にたとへ云むことゝいかゞ。ゐさ薄は。いおとふめ〳〵多か依物なるを。出雲にして。遠く倭のを云むおとも由れく。まゝ其野とか。某山のやうう云は。似おかはしかめなむを。注く倭の薄やも。殊なる名産などもあらばこそ有ゑさらではいのでか云もむ。◯比登母登須〻伎は。一本薄なり。今世に此名負へる一種あまど。其には非ず。たゞ一本おゝ立るを云。和名抄に。爾雅云。草聚生曰薄。新撰万葉集云。花薄波奈須〻木。辨色立成云。芒。和名比同。今按芒草盛也。見唐韻。あり。神功皇后紀。仁德天皇紀などには荻を須〻伎と訓り。夫木集薄の歌中に。兼輔卿。むらさきの一本ゆゝき云云。家集には。三れ句一本菊にとあり。高津宮段の大御歌に。夜多能比登母

登須宜波。拾遺集物名に。一本菊もあり。◯宇那加夫斯ハ。項傾なり。和名抄に。陸詞云。項。頸後也。和名宇奈之。神代紀に。頗傾。此云歌夫志とあり。俗に。物の下にゐ上の勝て。此傾くを加夫と云ふ是なり。は項を垂傾くるにて。泣さまを云。ちて上に一本薄と置るは。一本立るから。傾く意に連とめ。天智紀に。稲のことを。垂穎而熟とあり。◯那賀那加佐麻久ハ。汝之將泣なり。那加麻久やを云べきを。かく云は。那久上め此も汝を那加須といふ。須の活用れ佐なり。は須世理毘賣を指なり。麻久は年と云と同意にて。麻志と一辭なるを。下に語を續むとて。麻久やを活し云るなり。可なれども。下におく〳〵と死は。辨久やと云やと同格なり。善無なぞを。与久。那久と云もおなじ。◯阿佐阿米能ハ。朝雨之なり。◯佐疑理邇多〻牟敘ハ。佐霧に將起ぞにて。

四言二句なり。今云、なほ此ノ二句につきて論あり。記傳に就て見べし。さて右三句の意は、汝が泣む其ノ涙は、朝雨の如く。また朝雨は、只霧を云む為のみにてもあるべし。歎息は、狭霧に起む物ぞと云るなり。なげきは、長息を約めたる言にて、長くつく息なり。息の霧に立ッと云は、万葉五に、大野山紀利多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾紀利多知和多流。十五にも、君之由久海邊乃夜杼爾奇利多〻婆安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢とあり。また同巻に、秋佐良婆安比見牟毛能乎、奈尓之可母奇里尓多都倍久奈気伎之麻佐牟、ともあり。源氏明石ノ巻に、歎きつゝあかしの浦に朝霧の立ッやと人を思ひやる哉。また涙を雨に云るは、万葉三に、吾泣涙有間山雲居軽引。雨爾零寸八などあり。○偖那迦士登波云々とあり。此までの意を括て云ば、今吾離別て倭へ往む。汝今こそは、心強く泣じと云とも、必吾を戀偲びて痛く泣つゝ歎かむぞと云るなり。○和加久佐能は、若草之なり。こは妻と云む枕言なり。冠辭考に云、万葉九に、河内ノ大橋にて、獨ゆく娘子を、若草乃夫香有良武。十に、稚草乃妻手枕跡、云々。仁賢天皇ノ紀に、弱草吾夫阿怜矣。古者以弱草喩夫婦。故以弱草為夫。とも見ゆ。こは春の若草は、愛しく美まるゝ物なればぞ、夫婦に譬へたり。それ万葉二に、春草之益目頬四寸吾於富吉美可聞。これ右に云が如し。十一に、若草乃新手枕乎巻始而云々。若草は新しき草なれば、女と新枕まくに云かけつ。なほ十三に、若草乃思就西君自二云々。十四に、於毛思路伎野乎婆奈夜吉曽布流久左尓仁比久佐麻自利於非波於布流柯尓、などとあり。○都麻能美許登は、妻之命にて、是も

須世理毘賣命を指り。○其后とは。上の嫡后を指り。○大
御酒坏は。大御佐加豆伎と訓べし。万葉ふも佐加豆伎と
あり。名義ハ此に書る如く。酒を盛る坏れり。坏は。かゝる
器の總名ぞ。和名抄瓦器類ふ。兼名苑ニ云。盃一名巵盃亦作
杯。和名佐賀都木。方言ノ注ニ云。盞盃之最小者也。和名同上と
あり。杯は坏とハ別あり。○指擧ハ。佐々宜と訓べし。即佐志阿宜を
約と傃言ふて。此の字の意あり。朝倉宮段よも。三重ノ婇。指擧大御盞以獻とあり。
○夜知富許能ハ。八千矛之れり。○加微能美許登夜夜は
助辭ふて。與と云むが如し。○阿賀淤富久邇句奴斯許曾
波阿賀ハ親みて吾と云あり。けて此の大国主も。御名ふ

は非ざる。上の爲大国主ノ神とある処よ云る意あり。許曾波は辭あり。○遠邇伊
麻世婆ハ。男ふ坐者れり。○宇知微流ハ打見ふて。打は万
比事ふ添云言あり。○斯麻能佐伎邪伎は。嶋之崎々あり。
万葉六よ。島乃埼々隈毛不置。十三ふ。八十島之。島之埼邪伎あどあり。○加伎微流ハ搔見ふ
て。搔も上の打と同く添云ふ言れり。但し打は。常よひろく万ッよ云ひ。搔は。ゑ手して爲事よれみ云が如く[illegible]まども。打も本ハ手して爲事あきむ。同じことあるぼし。搔髪。搔絶あどむ。手の事あら祢ど。添い牙る字や。ちて打見搔見をもふ。見渡に處を云牙め。
○伊蘇能佐伎淤知受ハ。八言よて所謂字餘の格あり。磯之崎不落あり。
万葉三ふ。磯前榜手同行者。今本ふイソザキヲと訓るはわろし。六よ付將
賜。嶋之埼前依將賜磯乃埼前。十九ふ。佐之與良牟磯乃崎

崎などなり。式に因幡ノ国八上ノ郡に。伊蘇乃佐只神社と云も見ゆ。淤知受ハ。漏さず
ぬなり。祈年祭ノ祝詞に。嶋之八十嶋墜事無。万葉一ノ寐夜不
落ず。また川隈之八十阿不落。四に蓋世流衣之針目不落に
ぞ。猶多かなり。さて契沖ガ云。上ノ島ノ崎〻ハ。崎〻と云に。崎毎と云意あり。今ハ磯之崎とのみ云ふ故ニ。落ずと云あり。また此ノ不落にて。島之崎〻不落と前をも兼ぬべしと云へり。◯都麻母多勢良米
は。妻將持有になり。牟と云べきを米と云るは。上ノ許曽
に應ふるなり。ちて母多須良米ぞ云ずして。母多勢良米と云るは。持せり持せるなど云。下ノ理流を良は活かしさ添よて。古きらは万葉に。有ノ字を添て書く。言おこのびの格なり。故に此時ハ。良は持ち有と有ノ字に當れなり。また母多須良米也と死は。多ぐ持ちめぞ云ぞ同じるきバ。良は下に属て。良米ぞ云辞なり。此ノ差をとく考ふべし。◯阿波母與阿波ハ吾者にて。母與は助辞になり。清寧天

皇紀ノ大御歌に。奴底喩羅倶慕與。また於岐毎慕與。置目は人の名れなり。
万葉一に。籠毛與になぞなり。はさ此ノ字毛夜とも云り。万葉二に。吾者毛也ぞなる。此ぞ同じ。◯賣邇斯阿禮婆ハ。女にし在者になり。斯ハ助辞になり。
万葉三に手弱寸女有者などもなり。今ノ本の訓誤れり。◯那遠使
氏ハ。契冲云除ニ汝而になり。於使ぞ有べきを。於を畧けり。今ノ
俗は袁久とかけば汝除てと辞無に詔あるか。ぞ思べし
まど然に非ば置は於久の假字になりと云り。置の於を省く例は。日置玉置になぞ。常多かる中に。此は殊に遠に於の響あれバ更れり。神樂歌植春に。和禮乎支
天不多川万止留也除我而取妻やなり。二風俗ノ歌に。木見乎支天云
云ねど有も同格になり。此風俗なるは。一本にては木三乎於木天とあり。◯遠波那

志ハ、夫者無にこそ。○都麻波那斯も、夫者無れめ。古者夫婦をがひは都麻と云しことも云ぬ更にこそ。仁賢天皇紀に、吾夫阿怜矣、此云阿我図摩播耶、万葉九に、若草之夫香有良武、こまら郎夫字を書り、都麻を云弥ハ、今の俗言に、都祁阿比と云にゐるさきり。ちて初をこそ此までれ意を總ていはゞ、汝命こそは。男にす坐なせれ。嶋の崎々磯れ崎々。ぬおちにも〱。遺係處にく妻を持て御坐らめ。吾ハ女にまバ、汝命を除て。他に夫は無しと云ぞ。万葉十四に、うれぞらの袮やはらこまげゐまさあまバ、君も忘らまこきれまるれや、もを云も、首のちゝろ此に似と也、一如此れぞ。今汝命れ見棄て他国に往坐ばめ。吾ハ頼むかと無まバ、如何爲むと、別を悲哀て、今こそ也れ、ちでのなく嫉妬にることもも爲じ。倭に往坐

ことを思し止也賜ふと云意を此間に含めと也。さて然此處に留り住賜はゞ、今より夫婦むおまろに、語相を爲してむと云意を、此よ也下に述とる処り。○阿夜加伎能ハ文垣之にて、文とは物の形畫き彩色にどせるを云れるばし。又も綾にも有べし。綾として、疑もゐ係べくまさ其を解ばき由もあまど、此にも暑きお、垣は帷帳にぞ我云に係べし。大神宮儀式に衣垣曳氏と云るも絁を垣の如く引延隔おるを云るに。準ふて知ばし。凡て加伎ハ内外を隔限係由の名にまぞ。何にすめ云べ犯にこそ。契冲も、文垣にて、垣をさろゞ〱よ彩とるを云ゟと云、師もくみ垣に也と云れおまど、垣にても此にかなひゞとし、其故も垣れ下にと云ても、戸外の庭に寝係にあれるにあり、かれ妻ごみにハ八重垣作るなどゝも、其さま等からぬ字や。○今云なる記傳に論あり見べし。○布波夜賀斯

多爾をハ俗言ふ布波理とも布波布波をも云詞ふて此は床の周よ帷帳ゟをれ襴れ布波理と掛卫さる下よと云る処卫。凡て年須と云言ハ物を而ふ〳〵むるゟ本義よて必しも甚懃くくるをのみ云よハ非ず然伝を契冲ゟ年斯○年斯夫須麻ハ衾被よて暖ゟ伝をしの稱ゟ被の名ハ暖ゟ伝こと衾ゟ如くゟ伝故よ云ら。と云るハ似入るるとれゟら。言れ本れ義をきハ絶べして衾字ふ要ゟ卫さ伝末れ意ゟり。まさ裁縫の様ふ依れ伝別名ら。ともいへまど然よハ而らじ。○爾古夜賀斯多爾ハ柔之下ふゟ卫。爾古夜ハ爾古夜加ゟさ字。加我省伝ハ煩曽多和夜（古事記中巻ふ。）と云るも細多和夜加れるを云こをれさふ準ふべし。を契冲ニ云き。万葉四よ。衾被奈胡也我下丹雖臥。契冲ニ云。この衾被を。昔より阿都夫須万と訓るハ。今れ御哥よ依る誤ゟめ。さて尓を

那と通ヲず。二句今をも全同じ。○多久夫須麻ハ栲被ゟ卫。栲ハ栲布よて木綿と同物ゟ卫。今云。此布のことハ。既よ第七十六段れ傳よ注へりき。○佐夜具賀斯多爾ハ。さやさやをさや絶く下ふゟるべし。源氏物語ゟどよ。衣の音ゟひそ〳〵と。れぞ有よ同じ。佐夜ハ契冲ニ云。清之下ふゟ卫。佐夜具を云よ二あ卫。騒ぐふ通べると清潔と形め。今はさやけき方ゟめ。さやれ死ハ清き処め。身を清むさを。日本紀よ。潔字を書て。佐夜米伎と訓卫をも云卫。師云。佐夜具ハ。さはやかゟる字云と云き。神武天皇の大御歌よ。菅疊いやさや敷て。とある佐夜も清潔ゟ卫。但しさやれき意ゟらず。上の例よ。佐波夜ら下ふと云べ死ふ。然ハ云はで。佐夜具と云さる言の勢を思ふよ。ゟ而さや〳〵と。さや絶く方れるべきら。さて此次れ九句は。前歌ふ見

えたり。但し腕と胸を前後置替へたり。○伊遠斯那世ハ。寐を宿ると云ふとれり。斯ハ助辭。那世は前歌の那佐牟と同言なるを。此は寐よと云意なる故に。世とは云るなり。埃嚢抄に。人を寐さするを。下臈は。しなにを云と云るは誤れり。ゐぐは那須那佐牟などゝ多く云ふまで。斯ハ助辭なること著きをや。にて阿夜加伎能と云なり。此までは。永く此国に留り給ひなむ今なり。吾と親まうふ。可美く寐給へと云ふ。其状を演たるなり。○登與美伎は豐御酒なり。此は朝倉宮段。大后御歌に多加比加流。比能美古爾登余美伎多氏麻都良勢。万葉六に。將還來日相飲酒曾。此豐御酒者。十九にも。如此様にあり。はと丈夫之禱豐御酒爾吾醉爾家里。吾字ハ甚の誤り。などある

を思ふに。豐御酒は酒を祝て云稱なり。○多氏麻都良世は。獻るなり。礼を延て良世と云は。古言の常ぞ。にて此は。御自大御酒坏を指舉てと始ふにあれバ。人に仰せて獻ると詔ふには非ず。此獻るは飲賜へと云意にて。男神御自らく先賜ふ御言なり。故契冲が。聞食せと云なりと注せるごとく叶へり。右に引る朝倉宮大后の御哥ハ比能美古尓とあれど。人に仰せ賜ふときあり。にて飲賜へと云ことを奉ると云は。麻韋禮と云と同意なり。麻韋流とハ他に奉るのみ。自ら飲食賜ふをも通ハして云ば。奉るも其如く。通はして。自ら飲食賜ふにも云へり。續紀に。夜須美斯留和己於保支美波。多比良氣久。那何久伊末之氏。等與

美岐麻都流。は元正天皇の聖武天皇に奉りたまふ大御哥なり。此麻都流も獻るにて飲たまふと云意なり。中昔の物語書などに。衣服を貴人に他の著せ奉るをも奉ると云ひ。また著て坐すことをも。其を奉れりなど云り。さて今かく御酒を勸め賜ふは。今世俗にいはゆる中直りの盃の心ばへに似たり。○夜知富許能と云より下五句は。上三首の例に據て篤胤が私に補へるなり。其は前段の二首。また此前の御歌も共に終の句は同じければ。此御歌も必ずしか終たりけむを。落せるしを疑はれん。然るは下に。此謂神語とあるは。四首を總ねて謂れる文なるを以て知られたり。猶神語哥と云ふ処に注を見るべし。○宇伎由比は。盞結にて。女神男神たがひに御盞をさし交して。今より長に心變らじ

と結固め賜ふ契を云なり。師は。宇伎由比は。宇気比なりと云れたれど。宇気比とは異なるべし。さて盞を宇伎と云へる例は。朝倉宮段三重婇が歌に。多麻宇伎と賦り。玉盞なり。猶其處に云ふべし。今云ふ雄畧天皇巻見るべし。結は。標結など結にて事を定め固むる意なり。世俗に謂ゆる。結納の由比も此意なり。或人のいひしは。言入の誤なりと云は。中々にひがことなり。○和名抄に。遊北豆流比。俗云由比と有るは。字音か。さらばとも。或は此の由比の意には非ず。今世までも。万の事を契り固むるしるしには。盃を差交はしをするは。神代よりの風儀なりけり。或人今世の盃事とてさし交すを。甚畧式なり。本式の酒宴の状ぞうり学びてはなれりと云るは。中々に非なり。○宇那賀氣理氐は。師説に。互に項に手を懸て親く竝居を云と有り。信に然るべし。但し項に手を

挂居は、言の本の意にて、必しも然為ねども、親く雙居るを云るなり。万葉十八に、多豆佐波利宇奈我既利爲氏於母保之吉許登母加多良比と爲る。上下の語にて、其意しられたり。或人の、此言を、天翔を一に意得たるは、甚くひがことなり。○至今は、篤胤云、此は記傳に、解を缺きためり。故今此を解辨へむとは、其はこの今は、古事記を撰べる、安麻呂主の詞にて、當世をさせる今か、古事記の本に採れる古記に本を有し詞か。然るにてぞ、其古記を記し傳へたる人の詞か、はた此故事を語り傳へたる當昔よりの詞なるを記せるこの詳ならず、何にしても、永く須世理毘賣命の處に留り住賜ふことを然云り。○鎮座、鎮を師は、志豆母理と訓れたれども、然訓べき證を未見ねば、舊訓の如く志豆麻理と訓べし。是を常に某神某處に鎮座ますと云なきて、只其處に坐ますとのみ心得るは細しからず。鎮とは、他處に遷往坐ずて、其處に留り給ふ意にて云言なり。志豆麻理と登杼麻理と通へり。其例は、神祇官に坐八神の中の玉留魂は、玉積產靈とも作て、魂を鎮むる意の御名なれば、共に多麻都米牟須毘と訓べきなり。留字、積とも書るを以て、ルと訓るは非なることを知べし。また祝詞に、高天原に神留坐とあるをも、續紀の詔には、神積坐とあれば、相照して、此留も積めも共に都麻理と訓べし。さて都麻理は留住る意なる故に、留字を書るなり。積はみな借字なり。積字にて訓を知るべく、留字にて義を知べし。此は美麻命の此国に降りたまふに對へて。天神の降らずして、天

に留まり坐ししかれば。鎮坐と云を通へり。万葉五に。海原の邊にも奥にも神豆麻利うしはきいまに諸の大御神たち云々。此神豆麻利も。鎮坐をいふめり。是にて右此義まちをるべし。然るを。かの祝詞なる神留を。師の集會る意に解きたるは。叶はざること。此万葉五。此神おまりと。相照して知べし。海の奥辺は。神の集まり坐べき処にあらば。こは海辺なるは奥なる島などに。鎮坐神たちを云ことなるをや。はちまば今此大神は。倭へ往坐むとせしを思止りて。何處にも往乃さずば。永く出雲国に留り住賜ふを云めり。師説に。倭国に鎮座なりと云れしは違へり。出雲風土記に。所造天下大神大穴持命。詔八雲立出雲国者。我静坐国とあり。今云此事は。第百二十一段の本文に採まつれど。彼処をも見るべし。日代宮段に。倭建命崩坐て。伊

勢の能煩野に葬奉りしを。白鳥に化て飛翔行て。河内の志幾に留賜ふ故に。其地に御陵を作て鎮坐しめきと有も。留奉し意なり。崇神を遷却ふ祝詞に。山川乃廣久清地爾遷出坐氐神奈我良鎮坐世止稱言竟奉とあるも。永く其處に留りて。他所へ出還り賜ふなきを云意なり。出雲国造神賀詞に。大穴持命乃申給久。皇御孫命乃静坐牟大倭国申天云々。万葉二に。高市皇子命を葬奉しことを。朝毛吉木上宮乎常宮等定奉而神随安定座奴。崇神天皇紀に。定以忌瓮鎮坐於和珥武鐰坂上ともあり。

（十）神語歌本には。神語とのみ有を。歌字は篤胤が私に補するなり。そは記傳に。御紀に。神の詔ふ御言を。神語と云ることと數見ゆ。大嘗祭式に。雜器者神語曰由加物また神語所謂八開手

是也と云るなどを引て。加牟許登と訓み。彼此一ツに解きたれど。此は決て彼とは別にて。此なる歌どもも悉末を。許登能加多理碁登母許遠婆と終たる故に。下に出る夷振思国歌など名け来し類にて。右の四首をば。殊に神語歌とはいひ傳へしなりと所念れたり。其は雄畧天皇巻に。三重婇歌。大后御歌。天皇大御歌ともに末も此と同く許登能加多理碁登母許遠婆と終て。此三歌者天語歌也。とあるを思合すべし。此天語をも師は阿麻碁登と訓れたれど。阿麻賀多理と訓べし。彼段此歌どもは婇が歌に。天に坐し神の。天地を成坐る古事を裡に含めて語事もと歌へる故に。天語歌といひ。此歌どもは男女神たち。互に語事もて歌給へる故に。神語歌と云るなるべし。なほ天語哥の下に注ふを見べし。

故此大国主神。娶胸形奥津宮坐神。多紀理毘賣命而。令生給子。味鉏高日子根神。亦名下照比賣命。次妹高比賣命。亦名比賣命。亦名

謂大倉比賣命。亦名謂阿陀加夜努志多伎吉比賣命。此神出坐處。於今云多伎也。

胸形奥津宮坐云〻。此御事ハ。既に上に見えたり。第三十六段の傳見るべし。にて大国主神の。此神に娶賜へるまことを信ぜずして。左右に云枉るハ。師言の如く後世の私事なり。此神ハ。須佐之男大神の直の御子。大国主神ハ四世孫なる故に。時代かなれバと思へるか。神代にハさること常多し。何か疑ハ

なほと無形神などゝ云。後世の私言。神名式に。伯耆国會見郡に。大神山神社と有るは。出雲風土記に。火神岳と有る山の社にて。此岳ハ謂ゆる伯耆大山なるが。此山のことハ。既に第七十六段に委く注せるを見るべし。此社に就て式に。胸形神社を擧られしと思ふに。大神山は大三輪山と訓て大国主神を祭る社なるべし。然るを西行が撰集抄に。伯耆国に大山と云処に。大智の明神と申す神おはしまし。利益の有らたなること。宗朝日の山端に出るが如くに侍り。御本地ハ地蔵菩薩にておはしまし坐とぞ。昔俊方と云ふ弓取。野に出て鹿を狩る程に。例よりも鹿おほくて。皆思ひの外に射留けり。扨此鹿どもを取むとするに。我持佛堂に。千躰の地蔵をすゑ奉りける。五寸の等像に矢を射立て。鹿と見ゆるハ。地蔵にぞおはしましける。其時俊方あさましく悲しく覚えて。地蔵に取付奉りて。泣お(き)きけれども。ちからなくひなし。やがて手お

のら元どり切て。我家を堂に作りて。永く殺生を留め侍
りしきける程に。称徳天皇の御時。社にいはひ奉れと云
託宣侍て。やがて堂を社に為して。大智明神とぞ申侍る。
利益新なれば。彼処の砂ぎはも。夕にはさゝ上りて。朝に
下りて。万なり下向ける相を示して。彼岡の松は。明神の御方
に向ひて。皆なびきたる。帰依れ姿を現はし侍るとかや。
心なき草木砂までも。帰依し奉る事。かくに有がたくぞ侍
る。云々と云るは。例の佛者れ説なれば。慥なる證をば為
のさし。然れども此ハ神霊。或は人霊れどもやごとなきが。
地蔵に憑りて験をあらはし。さて大智明神を斎はれさ
はなり。此類いと多かり。神社考にも。此説を引きたり。
汚て此多紀理毘賣命に御娶(ミアヒ)てと有ば。やがて須世理毘賣命に娶(ミアヒ)賜へるを云り。其由(ユヱ)は次段に注(イフ)を見て知べし。◯味鉏高日子根神。味ハ阿遅(アヂ)。鉏は志貴(シキ)とも須伎(スキ)とも訓べし。それ古事記に。多く一所に阿遅鉏と作きども。多く阿遅志貴を書き。書紀に。味耜此云阿膩須岐と見え。同紀の哥にも出雲國造神賀詞。同國風土記。神名式などにも須

伎と有て。志貴とは無れど。古事記に志貴とのみ有れば。
師言の如く。鉏を古は須伎とも志伎とも通はして云し
なるべし。今も秋田人に。
どれ耜(スキ)をシキと云り。
御名此義は。師説に。いはど思得(ヒ)ぬれど。試に云ば。阿遅ハ可美(ウマシ)と同意にて稱名(タヽヘナ)。式に。摂津國東生郡阿遅速雄神社と云もあり。志貴は磯城(シキ)にて。石して築(ツキ)る城の固(カタ)き残以賀(テホギ)ふる名にや。懿徳天皇の御名。大倭日子鉏友命。御同母弟に。師木津日子命あり。鉏友れ
鉏。師木津日子の師木と一なるべし。また崇神天皇れ御
子。豐城入日子命。豐鉏入日女命。御同母なり。此も豐城の
城(キ)と。豐鉏の鉏と同意と聞ゆ。なほら鉏を磯城といる
拠なり。師木をも書紀に磯城とかけり。此意なり。
高日子根は。天津日子根などゝ同稱名(タヽヘナ)なり。ハ。出雲風土記に多く根字を省きてかけり。◯一言主神(ヒトコトヌシノ)。此御名の義は。雄略天皇巻四年二月此處に委く注(イ)ふべし。第百十七段に且々ハ云べし。扨なを味鉏高日子根神の亦名と

定とることとれ。土佐国風土記に。土佐高賀茂大神為一言主等一説曰大穴六道等子。味鉏高彦根等と有に據まるなと。徴に云るが如し。師は此説を非なりとも云れたれど精からば。此も雄畧天皇巻に委く注ふを見て知べし。㊐高比賣命名義。師云。兄神の高日子に對する異なる事なし。陽成天皇紀元慶七年十二月。伯耆国正六位上。天照高日女神授従五位下とあるは此神にや。○下照比賣命。照を古事記には光とも作り。或容貌の美麗を云る。今一つの考もありそは第百七段の傳に云べし。㊀大倉比賣命。まを下照比賣命の亦名と定しは由あれ。舊事紀に。下照姫命坐倭国葛上郡雲櫛社とある社は。神名式に。葛上郡大倉比賣神社。一名雲櫛社。と有にて論なし。此社ハ今巨勢河合村と云に在て。宇久比須宮と号ふとぞ。或書に云へり。名義ハ。いまだ思ひ得ず。○阿陀加夜努志多伎吉比賣命。此を下照姫命の亦名と知まる由なまおに出雲風土記に。神門郡多伎郷。郡家南西廾里。所造天下大神之御子。阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之。故云多吉。神亀三年改字多伎とあり。眞龍解に。此は決めて高比賣なり。阿陀加夜努志ハ。大高屋主なり。阿と於と通へり。景行天皇紀に。日向高屋宮と云もありて宮造ハ高処を宜とぞ。多伎吉ハ。御母の名多紀理と同じ。多紀は。水の速きを云て。多紀理。多紀郡。多伎吉ミな同意なり。と云る實然る説なり。㊁多伎郷ハ。風土記抄に。併奥田儀村。口田儀村。多伎村等以為一郷也云々。多伎村加夜堂有多伎吉比賣神社と見ゆ。風土記に。並在神祇官と云る社等の中に。保乃加社の次に。多

吉社とあるは。神名式に。多伎神社とあり。風土記抄に。多伎駅。多伎大神也とあり。多支枳社とあるは。式に多伎藝神社と有り。風土記抄に。在田伎郷田儀村。大須大明神と云るは然説なれど。祭神を。神魂命子午日命と云ふは。眞竜が辨へざる如く非ことなり。比布知社は次に。多吉社とあるは。式に上に擧たる多伎神社の次に。同社大穴持神社と有る社なり。風土記抄に。多伎駅。多伎大明神。併両社為一社とあり。眞竜乃為不在神祇官と云。按に大穴持神と。多伎吉比賣命なり。と有る社は中にも。多支社。抄に多伎郷須奈谷多支々社大明神也と有り。と有り。何も此比賣神なるべし。

故其味鉏高日子根命。迄御鬚八握生。御辭不通。晝夜甚哭坐矣。仍造高屋而令坐之。建高椅而。登降養奉之。其處云高岸。亦御祖命。御子乘船而。率巡八十島。而雖宇良加志給。尚不止哭

坐矣。於是大神。告御子出哭由
而。夢願。坐。則夜夢見御子辭通
矣。寤而問出時。白御津矣。何處
然云問出則。卽立去御祖命出
御前。出坐而。至畱石川度坂上

而。此處也白給矣。爾時。汲出其
津出水而。御身沐浴矣。故其處
云三津。卽有正倉。故国造。奏神
吉事。參向朝廷時。汲出其水而
用出。依此。今妊婦者。不食彼村

出稲。若倉則。所生出子不言也。

此段ハ。出雲風土記なる高岸郷。三津郷の故事を採合せて記せるなり。既に徴に云るが如し。○御鬚八握生云々は。須佐之男大神の御事を。八拳須至于心前哭伊佐知㥯矣と見え（傳第三十段に見べし。）此垂仁天皇の御子。火年智別王。既及三十而雖生垂八掬鬚尚常如兒泣而不問眞言とあるに相似たる事なり。○高椅ハ。今俗に。階子と云物なるを通えと（垂仁天皇巻八十七年の処に。梯とあるも是なり。）○養奉之ハ。比多斯麻都理伎なるを訓ませし。玉垣宮段に。日足奉とある。此字の意なり。委くは第

百六十三段に注せり。○高岸ハ。風土記に。神門郡高岸郷。郡家東北二里とある也。和名抄にハ。神門郡に高岸郷あり。今ノ本に。高を商に誤き也。風土記抄に。俗云高西。地辺。併西天神村。東北渡橋村。中阿利原ヲ以為高岸郷。今入塩谷村中。と云へり。○御祖命ハ。御母多紀理毘賣命を申し。御母を御祖と申し由え。第八十一段に注せり。○八十嶋とは。上に嶋之八十嶋とも有る如く。多かる嶋々を云。幸巡るとは。垂仁天皇巻に本牟智和氣御子の事なる幸遊其御子之状者。在於尾張之相津。二俣榲作二俣小舟而云々。とあるに同じ。○宇良加志ハ。明宮段に。天皇宇羅宜是所獻之大御酒而御歌曰云々。若櫻宮段に。於大御酒宇良宜而。大御寝坐也。とある宇良宜と同言にて。師説の如く。ゆくろ

に心おもしろく。浮立を云と聞ゆるが。宇良ハ心。宜ハ活辭なるべし。眞竜が解に。此の宇良加志を舟にてゆらがに意に解るは非なり。たちて宇良宜は。おのづから然るを云ひ。宇良加志ハ。今宇良宜を云て。此は哭を止て。宇羅宜給ふべくあるなり。契冲が雜々記に。世に幼き兒をてうらかしと云も。此宇良加志に手を加へて云にや。日本紀に推字をウラカスと訓り。テウラカスと云も。此に同じきにやと云り。○大神とは。大国主神を申せり。○告御子之哭由而は。天神たちに告賜ふなり。○夢願坐とは。御子之哭由を。御夢に誨賜へるを願坐るなり。崇神天皇の御代に。天下は作りと作る物の一種も登ざりしかば。百物知人たちに。何なる神の御心といふ事を卜はしめ給ふに。出る神の御心も無りのあれば。忌殿に御隠り坐て。御夢の告を請給へるなど。即神代に早く大国主神の始め置たまへる神事なりけり。

神武天皇倭に征入給ふ時に。賊軍強かりしかば。御寝まして天神に。御夢の誨を請給ひ抔。○則夜は。曾能余と訓べし。○夢見御子辭通矣は。やがて天神たちは御靈威に依てなり。○寤而問之ハ。御子に。大国主神の問給ふなり。○白御津矣ハ。大国主神に。御子は答給ふ御言なり。但しかく白給ふ時は。いへど御津てふ地名なき時なきぞ。只津を稱へて。御津と詔へるなり。○何處然云と問給へるも。大国主神なり。○御祖命の御前を立去出坐てをは。其御膝の邊に馴遊び居給ひけむが。御父神はしこの問給ふ故に。其津を指をしへ白さむとて。立去出坐るなり。○至留石川度坂上而云々。石川度とは。石川を

向ふ度る由には非ず。石川邊は義にて。其川の邊なる坂上に至り留り坐て。其石川を指て。御津とは此所と詔ふる由なり。前には此義を得ずて。本に石川度坂上至留とあるを。石川度至留坂上而と文を成さうしは誤なり。さて其川は。眞龍解に。仁多郡戀山。郡家正南廿三里。古老傳云。和邇戀阿伊村坐神玉日女命而上到。爾時玉日女命以石塞川不得會所戀。故云戀山とある。今云此山を抄に。俗呼云舌振山とあり。阿伊村は。三津郷中なり。戀山より落る水を阿伊川といふ。此川なるべしと云り。なほ猶よく考ふべし。○其津とは。上に謂ゆる石川なり。偖其水を汲出て。御身を沐浴給ふるは即禊なり。○三津は。風土記に。仁多郡三津郷。郡家西

南廿五里。大神大穴持命御子。阿遲須枳高日子命云々。故云三津。神亀三年改字三澤とあり。この云々と切らるゝは。即此に採れる傳なり。和名抄に。三澤郷と見え。風土記抄に。併湯村。槻屋。北原。尾原。石村。比羅田。鴨倉。上鴨倉。四日市。原田。鞍掛。乙社。大吉川。内三成。堅田。大谷。高尾。大馬來。小馬來。下河井。上河井等廿三所。爲三沢とあり。○即有正倉とは。風土記に。同郡の在神祇官とある社に。或澤社とある是なり。風土記抄に。祀阿遲須伎高日子命。曰大森大明神。在三沢郷原田村といへり。本は三津社と称へむを。此も神亀三年に三沢とは改られむ。神名式にも。三澤神社とあるなり。清和天皇紀に。貞観十三年十一月十日。出雲國從五位上御沢神正五位下とあり。小朝熊神鏡沙汰文に。永保三年閏六月十五日。出雲國司言上云。鎮守水沢明神御正躰失坐者。同月廿日宣旨云。宜仰國司祈請。重經言上といふ事も見え。さて此神は。かく哭坐ることは。本牟智和氣御子の出雲

大神の御祟にて、哭坐るに準へて思へば、他神の祟るや有らむ。眞竜説に強言ながら三津は斐伊川上にて、手名椎足名椎神の住る処なり、彼神の舊地の祭祀も、後に廃しつるを崇りて、此御子に事起しさるかと云也。○国造とは、出雲国のなり。委くは第三十八段の傳に注せるを見べし。○神吉事は、加牟余基登と訓べし。延喜式八巻の末に載られたる、出雲国造神賀詞を云ふ。此詞を奏しに朝廷に参向ることなり。元正天皇紀に、霊亀二年二月丁巳、出雲国造外正七位上出雲臣果安斎竟奏神賀事、云々と有を始めて、次々に見えたり。但し国史に見えざる処も、かく後なれど奏し來つるは、是より遥に上代なりけむ。事は云も更なるを、常の定れる事なりし故に、記し洩されし国史に記されたる時は、却りて時々其事の無りしなども有る世にぞ有けむ。然れば此詞を奏せし儀式なども、凡て

此賀詞のことは、師の神寿後釈といふ書に説尽されたり。ちて此詞を奏しに参向る時に、其水を用ふるは、禊祓に用ふる由なるべし。其は畏き天皇命の大御前にして、古事の大長き文なれば、奏し誤らじとの事なるべし。○妊婦者不食彼村之稲は、生子の年長るまで哭て辭通ぬにゐえなむ、こを忌てなり。○若食則云々は、果して高日子根命の御事にゐえたり。言語ざる由なり。是に依れば、多紀理毘賣命は、高日子根命を姙賜へる間に、此村の稲を食賜へる故に、生坐る御子の言通はざりし如く思はるれど、然らば彼御子の哭坐て言語給ざりしは、他神の祟なるが、其は三津郷にての

事ありし故に。妊婦此村の稲を食へば。彼に似りて。然る事の有けれも有なる。

故是味鉏高日子根命之后。天御梶日女命。産給多伎都比古命之時。來坐多吉村而教曰。汝命御祖之向位也欲生此處宜也詔矣。神名樋山之西。有高一丈周一丈許之石神。亦側有百餘許之小石神。其所謂石神者。即多伎都比古命之御魂也。旱乞雨時。必令零也。亦子鹽冶毘

古命出坐處云止屋。此神出子。謂燒太刀火守大穗日子命。

天御梶日女命。あるは誰神の御女と云ことも御名義も未考得ず。若くは天石門別神の御女。天津羽々神と同神にも非ざるか。と思ふ由あり。それ第百十七段の傳に注を見べし。眞竜の解に赤衾伊努大住日子佐別命と高日子根命とを同神とし。日子佐別命の后天甕津日女命と。此の御梶日女命とを同神とも為さるゝ。いさゝか非ことなれり。○多伎都比古命。名義下に云べし。○多吉村は。一本に多久村とあり。楯縫郡楯縫郷に在り。今は多久村と云とぞ。○教曰は。多伎都比古命。

いはど生坐さば。御腹内に坐ばに詔ふれり。神功皇后の韓を征給ふとき。其御腹なる御子の。生坐むとせしを。石を御裳に腰に挿みて。事竟て還らむ日に。生坐せと詔へるに同じ意ぞ牙なり。⊙汝命は。那賀美許登と訓べし。賀は之の意なり。委くは第二十九段の傳に注せり。○汝命御祖をば。此は御祖父母。大国主神。多紀理毘賣命を云べし。祖字一本に社とあれど。依がさく所思也。⊙向位は詳ならねど。多久村の邊に當昔御祖二柱の御屋の有けむが。今御子産むと爲給ふ處は。其御屋に直に向へる位なれば。此處にて産むを欲ふ。と詔へる趣に通ひきこえ。牟加比久良と訓る。もし此考の如くなれ。御祖神たちの御子多く生給へるが。甚多らかに生坐るなとを思して。似給むの御意にや有らむ。けて多伎都比古と申ける御名は。御祖母

の御名を取給へるなるべし。多伎てふ地名に依まるゝとも思へど。地名ハ此名に依れるにて末なるべし。○神名樋山は。本書に。楯縫郡神名樋山。郡家東北六里一百六十歩。高一百廿丈五尺。周廿一里一百八十歩とあり。凡て出雲風土記に。神名備山と云山三所にあり。出雲郡と此と秋鹿郡となり。さて神奈備とは岡部翁説に。神の毛理なり。毛理の約美になる。神奈美なるを通はして備と云るなりとあり。委くは。第百二十段の傳に注ふを見べし。然れば此山は。多伎都比古命の坐社なる故なり。かく名となるなり。出雲郡なるは。伎比佐加美高日子命社あり。秋鹿郡なるは。佐太大神社の在まも。思ひ合すべし。○一丈は。比登都恵と訓べし。丈と云は。もと杖を以て。物の長さを度りしと

り出たる名なれり。委くは。景行天皇ノ巻の始メに注ふを見よ。○石神は。伊波賀微と訓べし。文徳天皇紀齊衡三年十二月の處に。常陸国鹿嶋の磯に依來坐る。大奈母知。少比古奈命の御魂の石神。また能登国羽咋郡に坐る大穴持神像石神社。宿那彦神像石神社など有は。神像なせる石にて。神の御魂の化れると聞ゆるを此なるは高と云ひ。周と云るを思ふに。神像なせりとは聞えぬ。本より由有れむ石に。御魂を留給へる物を通えたり。風土記抄に。神名樋山。楯縫郷多久村。山ノ名也。此山ノ頂ニ石神今猶在矣。と見えたり。高一丈。周一丈とある石神は。多伎都比古命の御魂を留給へるなるべく。百餘許の小石神は。從奉る神等の御魂を留めたるにぞ有べき。さて風土記に。在神祇官社とある社の中に。

多久社と云り。抄に楯縫郷多久村。大市祢大神也とあり。神名式に。多久神社とある是なり。多伎都比古命の御社なるを云も更なり。抄に今云大市祢大神と申はとし云体に付て。眞竜が大山津見神の御女。神大市比賣を引おけまさ天腰津日女命らとも云るハ甚じき非なり。◯鹽冶毘古命。鹽冶ハ地名の止屋に依て夜牟夜と訓べし。字音を用ひるなり。御母ハ知ざるからば。名義もいまだ思得ざる。地名は神名によりて負さるなり。眞竜が解に多伎都比古命の亦名らと云るハ非なり。◯止屋は本書に。神門郡鹽冶郷。郡家東北六里。阿遅須枳高日子命御子。鹽冶毘古命坐之。故云止屋。神亀三年改字塩冶とあり。和名抄にも鹽冶と見ゆ。風土記抄に。併塩冶内只谷。今市。大津。北者。武志。大塚。渡橋等。以為塩冶郷。武志者。多藝志小濱也といへり。◯焼太刀火守大

穂日子命。焼太刀は。太刀に刃と云があるぞ。火に係る發語なり。万葉四に。絶と云はく。和備ゑみせむと焼太刀乃。隔付に事は幸くや吾君。岡部翁云。こは太刀ハ鞘を隔て身に付て佩るものなるを思ふ人の。住里の近けれど。隔て逢ぬに譬たり。十四に。夜岐多知乎刀奈美能勢伎爾云く。岡部翁云。こは多知乎とあれバ。磨と連けしなり。二十に。安佐欲比爾禰能未之奈氣婆。夜伎多知能刀其己呂毛安禮波於母比加禰都毛。岡部翁云。こは刃の利を。人の心の敏に云かけて。物思ふに敏心もうせて。ゐおきも知ずして在といふなり。利を連たり。焼太刀としめ云は。太刀は。焼刃して作れるなり。大祓詞に。焼鎌乃敏鎌とも云へり。火守とは。此神火を守賜ふ由有りて負坐るむ。大穂とは。火の穂に依れる稱なり。なほ第百四十

五段出雲国阿菩大神の下に云を合せ考ふべし。さて神名式に。神門郡に。鹽冶日子命御子。焼太刀火守大穂日子命神社とあり。常の印本に火守字を脱し。大を天に誤れり。今は古本に依て補へり。此社を今も火守神社と云とぞ。上田百樹云。今も出雲国造は別火なるが。其火をも天上の火にて。今に傳へたりと云へバ。火守神ハ其火ヲ由ある神なるべし。なほ式に。同郡に。鹽冶神社。鹽冶比古神社。鹽冶比古麻由彌能神社など三社あり。風土記同郡に。並在神祇官と云る社の中に。夜年夜社と云が三社あれば是なるべし。然るに。焼太刀火守大穂日子命社と云は見えず。不在神祇官と有る社等の中に。塩夜社。火守社。同鹽夜社を並べ載たり。然れバ式なる焼太刀火守大穂日子命神社ハ。かの火守社を。風土記を進れる天平五年よりハ後に。官帳に列られしなり。風土記抄に。右六社。何れも塩谷郷中に在て。只谷大明神。今市山王。朝倉大明神。石塚大明神。大津竜王。同所辨才天など申すと云へり。

大国主神(オホクニヌシノカミ)。亦(マタ)娶(ミアヒ)邊(ヘ)津宮(ツミヤ)坐(ニマス)神(カミ)。高津比賣命(タカツヒメノミコトニ)。亦名(マタノミナハ)神屋(カムヤ)楯比賣命(タテヒメノミコト)。而(テ)。令生給(ウマセタマヘル)子(ミコ)。積羽八重言代主神(ツミハヤヘコトシロヌシノカミ)。次(ツギニ)妹(イモ)

高照比賣命。亦將御合須佐之男命之御女。八野若比賣命而。令造屋之地云八野。亦娶高志之沼河比賣命而。令生給之子。謂御穗須須美命。亦名健御名方神。此

神之所坐之地云美保。亦子山代日子命之坐處云山代。即有正倉。亦子若布都主命之。御狩爲坐之時。於大野鄕西山。令立狩人而。追之猪。至北山之河内

谷而。其猪出跡失焉。爾時。自然哉。猪出跡失焉詔出。故其處云内野矣。今云大野者訛也。亦此神。天御領田出長供奉而。坐出郷云美談。卽有正倉。此大国主

神出御子。凡有百八十一神矣。以十五柱爲珍子而。天下四方国人等。令咸蒙恩頼矣。

邊津宮ハ。胸形の邊津宮なり。高津比賣命ハ卽多岐都比賣命なり。此御事も既に上に見えたり。第三十六段の○傳見るべし。神屋楯比賣命。名義ハ。師ニ云屋楯ハ。彌高照の省りと係ふや。言代主神の妹に。高照比賣命あり。御母の名と似たることハ。古傳に例多かり。また楯ハ明

宮段大御歌に。娘子を美て。宇斯呂傳波。袁陀弖呂迦毛。と
よませ給へる如く。姿容美稱さる名にもや。阿波国勝浦郡に事代主神社、また建島女祖命神社あり。由ありげに聞ゆ故に挙ず。○積羽八重言代主神。積羽ハ舊事紀に都味歯とあるに依て訓べし。御名は意は末に注べし。第百十七段。此神の隠坐る処の傳見るべし。○高照比賣命。此御名を本書舊事紀に高照光姫大神命とある照光は上なる下照比賣をも古事記に下光比賣とも作て二字ともに一字放ちて氐流に借さる字なる故に高照姫とも高光姫とも有るべきを傍に挟し置さるを誤りて二字共に書さるなり。其姫大神命と云こと例なし。まだ大神二字は決めて衍りて入るなり。故今刪去ず。御名は義。下照比賣と申に御名ぞ
同く。容貌の美麗を云なるべし。地神本紀に此神を坐倭国葛上郡御歳神社と云るは心得ず。若くは由何ぞて相殿などに坐にとしにや。
けて三女神とて多紀理毘

賣命。狭依毘賣命。亦名市杵島比賣命。多岐都比賣命。亦名高津比賣命。と御
名は三に。變て三柱に御身を分て坐しとも有まじ。宲は
上に云る如く。須世理毘賣命一柱に坐ませど。娶多紀理
毘賣命而云々。娶高津比賣命而云々。と御名は替さまど。
宲は須世理毘賣命に御合て生坐るなり。是に就て熟々
思ゆば。味鉏高日子根神と言代主神と同神。下照比賣と。
高照比賣とも同神にて。共に須世理毘賣命の生坐るな
りけり。それ此比賣神は須佐之男大神の御言に嫡后とあるなるを御子生給はで有べきならぬ。大国主神の御子は百八十一神とある中に言代主神は御長子と通ゆるをや。然れども此は人の甚く驚くことなる故に姑く本書によらひて文を成し。系図をも本になぞらひ図

さて今此の傳に辨ふるなりけり。其はまづ言代主神は。御父大神の御言にも。八重事代主神。爲神之御尾前而仕奉則不有違神と詔給るばかりなれ。御稜威ある神なるに。出雲風土記に餘御子神たちの事は多く見えたるに。言代主神の事をては一事だになくして。御名もかねて見えず。まゝと高日子根神の事は。出雲風土記に多く傳はれり。記紀ともに天稚日子段を見れば。高日子根神は。御稜威いみじき神なるに。皇美麻命の天降坐むとする時に。經津主神。武甕槌神降賜ひて。大國主神に問給ふに。言代主神に問て。報命さむと白賜ひ。言代主神避奉り給へる後に。亦有可白子乎と問

せるに。健御名方神あり。此を除ては無しと詔へるを思ふべし。高日子根神。言代主神と別神に坐ましては。高日子根神ありと詔はでは有べきから。是を以て同神なる事を思ひ定むべし。是に依て考ふるに。阿遅須枳高日子命と申す御名は。元よりの御名なる故に。出雲風土記に。此名をもて故事どもを語り傳へ。言代主神と申し御名は。皇美麻命に。御國を避奉賜ふ事におきて負坐る御名なる故に。風土記には其事無ければ。此御名のなきにぞ有ける。記紀ともに。天稚日子段には。高日子根神と申し御名をもて傳はり。國避段にては。共に言代主神と申す御名なるを熟思ひて。古傳の正きことをも辨ふべし。例を云ば。天兒屋命。天思兼神と同神なるを。常には兒屋命と申し御名をのみ傳へ。思慮る事に用ある処にのみ。思兼神と申す御名をもて。記し傳へたるをも思ふべし。猶是とり及て考ふるり。下照比賣。高照比賣同神なりけると。此まさ論ひなし。其は此

神の容貌の美麗きを。高照下照と對せて稱しけらむ。そは迩々藝命の御名の。天饒国饒などの類なり。然まで高比賣をもなるは。照てふ言を落せるにて。誤まれる傳なりけり。まさ前段に出さる。多伎都比古命と云御名は。御祖母多紀理毘賣命の御名によりて負給へりと聞ゆれば。多伎理比古と負賜ふべきに。多伎都と負へるは。此も多紀理毘賣多岐都比賣同神なる證となるべし。また風土記意宇郡の條に。賀茂神戸所造天下大神命之御子。阿遅須枳高日子命坐葛城賀茂社。此神之神戸。故云鴨とあり。葛城鴨社と云は。神名式に。大和国葛上郡に。鴨都味波八重事代主神社とある社のことなるにや。然れば言代主神の社。味鉏高日子根神の社を別稱せるに就ても。世の事識人たち。右の事を考得ざりし故に。いと胡亂はしき説のみ多かり。そは末に委く辨せ注ふを見よ。第百十七段。第百二十段の傳見るべし。○八野

若日女命。八は屋にて。野に屋を造給へるを負坐る御名なるべし。若は稱言にて例多し。此神は須佐之男大神。誰神に御合坐て。生し坐給せる御子と云こと知ばならず。眞竜は。神屋楯比賣命と同神か。と云り。然ならむも知べからば。にて夫婦御合坐ば屋を造るもとは。既に注せり。第五段の傳見るべし。○八野は。二柱神の住給せる屋を造れる野なる故に云り。本書風土記に。神門郡八野郷。郡家正北三里二百一十歩云々。故云八野を為り。この云々と約さるは。此に採まる傳なり。和名抄にも。八野と作り。風土記抄に。八野白枝山也と見えたり。にて風土記同郡に。在神祇官と云る社の中に。矢野社とあるは。此女神なるべし。抄に。矢野大明神と申ば

と云あり。式に同郡に。八野神社とある是なり。今屋野村と云に在り。或書にいへり。○御穗須〻美命。健御名方神。これ二名義下に注ふべし。第百十八段の傳見べし。○美保は。風土記に。嶋根郡美保郷。郡家正東廿七里一百六十四歩。所造天下大神命。娶高志国坐神。意支都久辰爲命子。俾都久辰爲命子。奴奈宜波比賣命而。令産神。御穗須〻美命。是神坐矣。故云美保とあり。抄に。関村。福浦。西者森山。東者雲津。諸食等爲三保郷。森山舊曰横田。則在横田社。又三保灘積十八町。東俗有言島之神。処乃事代主神在于此島歟といへり。和名抄にも美保とあり。又同郡に。在神祇官とある社の中に。美保社とあるは。神名式に。美保神社とあるは是なり。風土記抄に。齋三保郷。御穗須〻美命。大穴持命。奴奈宜波比賣命三坐とあり。まこと不在神祇官と云社の中にも。三保社あり。抄に。並記事代主神。同弟百八十神と云るは誤なり。○山代日子命。御名の義。代は知れ意にて。山を知給ふ由など有りて。負坐るにや。国名の山代を負給へるにやとも思ひしかど然には非じ。本書に。意宇郡山代郷。郡家西北三里一百廿歩。所造天下大神大穴持命御子。山代日子命坐。故云山代也。即有正倉とあり。抄に。山代郷。竹屋。八幡。間瀉。矢田。津田。乃木。阿手。奴伎。八村也。神明。樋山。麓也といへり。和名抄にも。意宇郡に山代とあり。○即有正倉と云る祠にて。同郡に。在神祇官とある社の中に。山代社とあり。抄に。山代郷津田村中。御山代大神也といへり。神名式に。山代神社とあるは是なり。○若布都主命。此は經津主神なり。天より降りて。国巡給へる時に從給へる謂

なぞを有しにや。布都の義末に云べし。第百十三段、経津主神の下に此傳見べし。
○大野郷は秋鹿郡なり。下に見ゆ。○追之猪。諸本に猪犀とある犀は衍なり。そハ下文に、所猪とのみ有をや。和名抄に、猪一名彘、和名井とあり。猪字は西土にて、夫多てふ物に用ふ字にて、皇国に謂ゆる韋をバ野猪といふなり。然れども御国にては、韋に猪字をのみ用ひ来れり。○北山之河内谷とは、同郡に、大野川源出郡家正西一十三里磐門山。風土記抄に、磐門山ハ大野郷本谷村山名也とあり。南流入于海と云川の河内なるべし。○其猪之跡失焉云々。獣ハ足跡を尋て追取る物なるに、此処に至て其跡見えず成ぬるは、自然哉云々此御言を思ふにも、尋常の猪とは聞えねど、其由いはど考得ず。神武天皇の熊野に入坐る時に、大熊出て忽に失せ、倭建命

足柄山に到坐る時に、白鹿の出来れる、香坂王忍熊王の宇気比猟し給へる時に、大猪出て香坂王を咋さるなど、善からぬ例なれど、此はさる事とは聞えず。○内野ハ。本書風土記に、秋鹿郡大野郷。郡家正西一十里廿歩云々。此、約まる文は、郎本文に採れる傳なり。故云内野。失ぬを内野と云るは、セとチを通へる例なり。然今人猶誤大野號耳とあり。和名抄にも大野とあり。風土記抄に、合於大野村及魚瀬浦、大垣村、中、高宮明神座山為一郷といへり。ちて在神祇官とある社の中に、宇知社あり。抄に、大野郷河内谷大神和加布都怒志乃命也といへり。神名式に、内神社とある是なり。○天御領田之長ハ。阿米能美志呂陀乃加微を訓べし。前にも、天をアマと訓しつれど、後にはアメと訓べく考へ定めぬ。此は外に所見なけれど、試に云はゞ。大国主神これ御国に御田を作り弘め給へるに、其

本を思召坐て。天照大御神に新嘗と獻給ふ。御稲の田を。殊にかく號けて。此神を其御田の長に依賜へるを云り。御領田は。縣といふに同じ。縣は上田の義なるよし。委くは成務天皇巻の傳に注を見べし。眞竜云。御領田とは。祝詞に。皇神能御刀代とあるに同じ。長は守頭首なぞの如し。領田之長とハ。倭の屯田司を仁徳紀に。屯田長。出雲臣之祖。淤宇宿祢などあるが如し。そを云へり。〇美談。本書風土記に。出雲郡美談郷。郡家正北九里二百四十歩云々。此約たる文は。即本文に採れる傳なり。即彼神坐郷中。故云三大三。神亀三年改字美談。即有正倉とあり。和名抄にも美談とあり。風土記抄に。美談村与今在家村也。蓋出雲河東流後。美談今在家阻為別村。遂今在家附出雲郡。美談属楯縫郡といへり。三大三は。師說に。御田長の由なり。と云れきなど眞龍解に見えたり。〇即有正倉。其の祠は同

記に在神祇官とある社の中に彌太彌社とある是なり。神名式には美談神社とありて。次に縣神社。同社。和加布都努志神社と竝べ擧られたり。縣神社は。風土記に阿我多社と出たれど。和加布都努志神社を擧ぐるは。同社に坐せるなり。縣神社あるに依ても。御領田と云ハ。縣と同じき事は知られたり。〇眞竜云。美談郷ハ。出雲大河古は伊努郷をめ。西の大海に流れ入しを。寛永のころ。洪水出て堤を破り。東の入海に流入る。其時に。美談郷。同社。比賣遅社。縣社。同和加布都努志神社。印波神社等。共に流れき失せて。今は跡だに知られぬよし。抄にも云り。〇大国主神之御子云々。百八十一神は。例の大凡の數を云る如く聞ゆれど。一神とも云へれバ。此は正しき數の傳なり。〇以十五柱云々。大国主神の御子神たちの。御

名の見えたるは。御井神。また木俣神とも申して。御母ハ稲羽八上比賣命なり。味鉏高日子根神。亦名ハ言代主神。また一言主神とも申して。高照比賣命。また下照比賣命。などの二柱の御母ハ須世理比賣命に坐して。御穗須々美命。また建御名方神とも申して。御母ハ沼名河比賣命に坐して。山代比古命。若布都主命。この二柱の御母いまだ詳ならず。此六柱なり。餘に御名も傳らず。但し神名式に。杵築大社の次に。同社神。大穴持御子神社。同社。大穴持御子王江神社と云見え。意宇郡に大穴持御子神社と云あり。また出雲郡に大穴持海代日古神社。大穴持海代日女神社と云もあり。百八十一神の中に。十五柱を珍子と爲給へり。之を有れば。其十五柱は。皆卓越たる功徳の神等に坐ませるなど言も更なり。珍子とは。伊邪那岐大神の生給へる神の中に。大御神と須佐之男神とを殊に珍子と爲給へ

るが如し。○天下四方国とは。天下に有ゆる万の外国々を云。○今咸蒙恩頼矣とは。十五柱の珍子神たちを。御国の四方なる万国々に班遣して。其国々を經營固め。種々の事をも始しめて。其国人等に恩頼を蒙らしめ給へるを云。然れば大国主大神の數の比賣神を呼び給へる事は。御子多く生坐して。中に卓越たる字擇びて。此事に使ひ給はむとの御態なりけり。例を云はゞ。景行天皇大八島の中悉く撥清め治給はむの御心ありて。御子八十柱生しめ賜ひ。中は三王を太子に定賜ひ。其餘の七十七柱の御子等を。悉に国々の国造。和気。稲置。縣主などに別依し賜へるが如し。また甚く後の事ながら。保元物語に。源爲義朝臣思ふ旨ありて。男子を六十六人儲けて。六十六个国に一人ずつ置むと思ひ。妾數多持て。男女四十六人持たるを。国々に分おきて。世に

在せむと為たるも。意ばはさ此に依て思ふに。漢籍佛書
に似たり。思ひ合すべし。
を始め。外国〻の籍等に。世の初に。某氏某天など云神の
出て。其国〻に功徳成せ給ふ趣の古傳も數見え給へり。前に
も云る如く。大名持少毘古那神。及此なる十五柱神たち
の御態なる。訛て傳へと給ふにぞ有るらむ。第九十四段の傳に。抑
既に云るを見べし。
諸外国の開闢れる事趣なる。あらまし取總て云はすゞ。まづ最
初は。天津神たち此産靈に因て。淖沫の大くも小くも凝
成たるを。此事は。第九段に見えたり。少毘古那神天降りて造固坐し。
此神やがて。宇麻志葦牙比古遅神にて。いと早く外国に
放ち降坐給ひけむこと。第九十三段。九十四段などの傳
を見て。知辨ふべし。然る間に。須佐之男大神。五十猛神見廻坐給ひ。

此神たちの。外国を見巡給へる事由は。
第六十七段に委く云るを見給ふべし。御国の地に渡坐
て生坐給ふ御孫子。大国主神は此国經營固め給ふ時に。少
毘古那神渡來坐し。其功を祐けて。此国を作廻り給ふ。此事
第八十九段より。第九十三
段までを見て知るべし。其間に。大国主神の和魂大物
主神。外国に渡坐しを造給ひ。少毘古那神また外国に還
給ふに依後に。大物主神御国へ還給ひて。荒魂と御力を戮
せて。御国を經營給ふ。第九十五段。第九十六段
此傳を見て知るべし。斯て大国
主神。十五柱の珍子を。四方外国に班遣して經營なさしめ給
ひ。すなはち此段
の傳是なり。ちて大国主神。現事を皇美麻命に避奉
りて。杵築宮に長に靜坐して。後に少毘古那神の渡坐る

常世国に。其御霊を分遣し給けり。其は共々に外国々を造固給はむとせるべし。然して少毘古那神の御霊と共に。其御霊の還来給けるに。文徳天皇御世齊衡三年十一月にぞ有ける。（此事。文徳天皇紀に見えて。第九十四段の伝に引て。委く辨へたるが如し。）斯て右の神等の御霊共々に御心を一つに力を合せて。外国国を開き。其国人等に御霊幸ひて。種々の事をも始めしめて。其を悉く皇国に貢奉らしめむ。皇美麻命に事依し。国知治賜ふ御事の備とぞ為給ふなりける。（此は右に注す説等に依り延て。崇神天皇の御世に。大加羅国より人渡り来しを初め。仲哀天皇の御世に。神功皇后。韓を征従へ給ひてより。今に至るまで。外国々より。其国産ども多に持来て。慕寄り奉る有状を見通して。思ひ辨ふべし。）然るに其外

国々と云。参渡り来る事物の中に。善らぬ事物もまじ多かるに。外国々は。元と云神の生坐る国ならば。淳沫の凝り成れる国なる故に。悪しき事も多かるべき理なるに。（此事は第九段の伝に委く注へ云き。）況て皇美麻命御天降の時に。経津主神。建御雷神まで天降坐して。豫母都国の穢に因て成と云し。伊豆速振悪神たちを皆悉く。御国の地を逐ひ給ひしかば。其悉く外国々に往けむこと炳し。（外国々の籍等に。いと古く某神某天などいふ。枉々しき物のあまた通せる。此神等なるべし。）然まで此神たちの御魂に依て。人心も非々しく。自然に邪なる道悪き法ども多かる事は。然も有べき事なり。故種々の事物を貢奉るにい

繼て。彼神たちの心と起まる妖〻しき法をもれ傳へり來るに屬て。まさ邪に依る蕃神も。あはさ渡來りしかば。其蕃神の心と。人の心そまに幸凝り。正しく竪に行通る依神道を嫌ひて。舊をり齋ける神をおきて。其蕃神を齋き。横に他をり入來たる依法を尊ぶ。甚じき枉事もぞ出來にけ依。凡て正しき神とは。舊より皇国の古傳に見えて。天皇祖神たちの御言のまに〳〵。齋來まる神たちをいひ。正しき道とは。天皇祖神たちの。始給ひ行給ひ。御依し坐して。竪に通まる道をいふ。邪なる神とは。天皇祖神の古傳に見えず。外国〻より参渡る依神を云ふ。邪の道とは。天皇祖神の道とは異に。横さまに理を立る道〻を凡て云。それ他より横に入來れる道にまればなり。是其みぞ正邪の字義。まさ正邪とふ言の本義なりり依。なし言もて行ればぞ。彼逐れまし神の心になりかし。猶末〻に

注ふを見依るし。

大国主神。讓坐綾門日女命出時。女神不肯。逃隱出時。大神伺求出處。於今云宇賀。亦娶朝山坐。眞玉著玉出邑日女命而。每

朝通坐矣。故云朝山。此二柱神者。並神產巢日御祖命之御子也。亦子八尋鉾長依日子命。此神之。詔吾御心平明不憤之地云生馬。亦子薦枕志都沼值命。

亦名天津枳值可美高日子命。此神之坐鄉云漆沼。卽有正倉。亦子支佐貝比賣命。亦子宇武賀比比賣命。此神化法吉鳥而。飛度鎭坐之處云法吉。亦子天活玉命。亦云伊久魂命。

此者猪使連。恩智神主等之祖也。亦子天三降命。此者豊国宇佐国造之祖也。

綾門比賣命。御名の義未考得ず。大綾津日神の綾ハ禍の義なれど。此の御名の綾は其義には有べからず。本書一本に綾と有れど。其もいかゞ有む。○譲は用婆比と訓べし。字書に。譲ハ讃と同字にて。順言謔弄曰讃とも有り。此義に依れるにや。されど婚の意も見えねば。言義ハ既に注へり。第九十八段佐用婆比の下に見るべし。○不肯ハ宇倍那波受と訓べし。聴入給ぬを云。○宇賀ハ本書風土記に。出雲郡宇賀郷。郡家正北一十七里廿五歩云々と有り。此云々と約とるハ此に採きる本文なり。和名抄にも見えたり。風土記抄に以口奥宇賀為本郷并東南国富西唐川別處川下井香等処以為宇賀郷也と有り。○眞竜解に此神と下なる王之風土記邑日女命をも同神と云るハいみじき非言なり。同郡に在神祇官と有る社の中に宇加社あり。神名式に。宇加神社と有るは是なり。○眞玉著玉之邑日女命。眞玉著玉之は。玉とふ言を重ねて。玉の群がると係て稱へたる發語にて。邑日女と申奉るぞ。寔の御名と聞えたる。眞玉著ハ万葉にも緒とつゞく冠辞あり。○朝山ハ風土記に神門郡朝山郷。郡家東南

五里五十歩云々とあり。此云々と約むるハ、即本文に採れる傳なり。和名抄に
も見えたり。風土記抄に、當神、朝山村、併西馬木、東宇奈手、南野尻、蒋原等ノ地ヲ以為朝山郷也といへり。
風土記同郡に、在神祇官とある社の中に、淺山社あり。式
に朝山神社とあるは是なり。風土記抄に、神朝山、宇比氐滝大明神也といへり。
右二柱比賣神ともに風土記に、神魂命御子とあり。○亦
子とは、神魂命のなり。下皆同じ。○八尋鉾長依日子命。御
名義、八尋鉾ハ、長に係れる發語なり。長は稱言、依は余呂
斯の約まるなれバ、既に注せり。第三十七段の傳、玉依毘賣命の下見るべし。○
吾御心。諸本に御子とあり。今は一本に依れり。○平明不
憤は都登米氐伊加加良受と訓べし。眞龍云、努力と
いふ詞に、平明字を借なり。今云、平明とは、朝を云。朝を云なり云由は、神武天皇巻の傳に注せり。
雄畧天皇紀五年に、處に靈鳥忽來鳴曰努力努力とあり
を思ふに、努力不憤と云事なるべし。憤ハ字彙に怒也と見
え。新撰字鏡に、很很伊加留。又加万加万之とあり。今云、この二字
れ注に、戻也、違也、不測也、暴也などあり。然れバ、伊加流、また加麻加麻斯とも當れり。俗に怒るをし
ぬるを、伊加米斯伎と云に同じと云り。此説に依らず長依
なれ、努めて憤給はざる御心を稱美たる御名なり。[redacted]天
皇紀に、御心長田とおぐけ。万葉に、御心吉野と連く係る
も思合すべし。○生馬ハ、風土記に、嶋根郡生馬郷。郡家西
北一十六里二百九歩。神魂命御子八尋鉾長依日子命詔。

吾御心平明不憤詔故云生馬とあり。（風土記抄に。東西生馬。蘆津。浦濱。佐田。國屋。比津。下佐田等之地也といへり。）伊加麻斯加良受を詔へるに依れる地名ならむ。伊加麻と云べきを誤りて伊古麻と云るなり。（和名抄にも。生馬と見えたり。）さて同郡に。在神祇官といへる社の中に。生馬社あり。（抄に。記於長依日子命といへり。）神名式に。生馬神社とあるは是なり。風土記には不在神祇官とある社此中にも。生馬社あり。（抄に。西生馬村。大岩大明神也と云り。）○薦枕志都沼値命。薦枕は靜寝と係とは發語なり。（此發語のことは。第一段の傳に委く注へるを見べし。）沼はぬれたち寝なるべし。又若くは主にて靜主なり。値は例の男神を稱へたる言なり。○天津枳値可美高日子命。枳値可美

此義未思得ず。（眞竜は。枳値は。城築の約なり。可美は神と云へれど。當れりとも聞えず。）○漆沼は。風土記に。出雲郡漆沼郷。郡家正東五里二百七十歩。神魂命御子云々。故云志司沼。（神亀三年改字漆沼。）即有正倉と見ゆ。（よの云々と約まるは。本文に採れる傳なり。）即和名抄にも漆沼と作り。（風土記抄に。以上下直江村為漆沼郷也といへり。）さて風土記神名式ともに。同郡に此神の祠ならむを思ふを未見當らず。○支佐貝比賣命。宇武賀比比賣命。二柱此ことは既に出たり。（第八十一段の傳見るべし。）○法吉鳥は。眞龍説に。風土記抄に。法吉郷合法吉春日末次為一郷。宇武賀比賣命度坐所者。法吉村中宇久比須谷也と云り。然れど法吉は富く伎と訓て鶯の由を知ら

る。彼が囀をもて名に負せたるなり。と云へるが如し。古今集物名に。藤原敏行朝臣。心から花の雫にそほちつゝ。宇具比須とのみ鳥の鳴らむ。と有るを思へば。宇具比須と云名も。鳴音に依て負たるなり。和名抄に。陸詞切韻云。鸎春鳥也。揚子漢語抄云。春鳥子宇久比須とも見え。万葉集に。鶯字を書されども當らざるよし。古兇事識人たち既に辨へて。宇具比須と云鳥かようくに漢土にて。詳に知られざる鳥なる由云へり。また春鳥とも。黄鳥とも書けど。是もよく當れりとも思はれず。さて此比賣神の。此島に化て。飛渡りて法吉郷に靜坐る事は。いかなる由とも今知べからねば。末に櫛八玉命の鵜と化り。建角見命此島と化れるなれど。其故をし詳なるを。此神の事は知られざるな口をし。後人よく考へてよ。決めて凶き由あるべし。◯法吉は。風土記に。嶋根郡法吉郷。郡家正西一十四里

卅歩云々とあり。和名抄にも法吉と書り。さて在神祇官とある社は。中に法吉社あり。抄に。祭宇武加比比賣命。法吉郷大森大神也といへり。神名式に法吉神社とある是なり。◯天活玉命。御名は義十種神寶の中に。生玉。足玉あり。此生玉の意に稱たるならむか。三島溝咋耳命の女に。活玉依毘賣といふも。神武天皇巻に見えたり。◯猪使連は。神代本紀に。生魂命。猪使連等祖とあり。天神本紀には。天活玉命。新田部直等祖とも見えたり。猪使といふ姓他に所見なく。いかなど考へ得ず。◯恩智神主は。姓氏録和泉国天神に。恩智神主。高魂命兒。伊久魂命之後也とあり。恩智とは。神名式に。河内国高安郡に恩智神社二座。並名神大。月次相嘗新嘗。とある社を云。此社の神主は祖と

縁由なり。此社の事ハ。第百三十四段に傳ふ。委く注べし。◯天三降命。名義未考へ得ず。神代本紀に。天八下分とあるも此神名に因て。妄に作れる神名も見えざり。◯豊国ハ。既に出たり。第八段の傳見べし。◯宇佐国をも。豊前国宇佐郡をいふ。天神本紀に。天三降命。豊国宇佐国造等が祖と見え。国造本紀に。宇佐国造。橿原朝。高魂尊孫。宇佐都彦命。定賜国造。とあり。なほ此国造のことハ。神武天皇巻に委く注ふを見べし。また此外に。神名式に。出雲郡杵築大社の次に。同社。神魂御子神社と云へり。其御名も知ざらねば。

故其支佐貝比賣命。爲將生佐

太大神亦云猨田毘古大神亦名大土出御祖神時。弓箭失坐矣。爾時。御祖支佐貝比賣命。吾御子麻須羅神出子坐則所亡出弓箭出來願給矣。爾時。角弓箭隨水流出來。爾時。

生坐出御子詔曰。此者非弓箭也詔而。擲廢出。又金弓箭流出來。即待取出坐而。闇岩屋哉詔而。射通出時。光加加明也。故其處云加加。加加賀鄉加賀神埼是也。佐太大神出所坐也。即御祖支佐貝比賣命出社坐此處。今人行此窟屋邊出時。必聲磆磕而行。若密行則。神現而。飄風起。行船者必覆也。

佐太大神。眞龍云。佐太ハ地名にて。意宇郡の文に。狹田(サダ)国なるを。御名ハ地をもて稱(タヘ)申せど。寔(マコト)の御名ハ知がたし。熊野大神・能義大神・宇沙都比古・宇沙都比賣など申すがごとし。○猨田毘古大神。猨田は佐田(サダ)と訓べし。猿(マシラ)を古へハ佐とのみも云りし故に。借(カリ)て書るを見ゆ。猨と猿ハ同字なり。其は和名抄に。下總国の郡名に。猨嶋(ハ)佐之萬(サレマ)なるを。神名式に。參河国賀茂郡狹投神社を。同国本国帳に。坐(ス)加茂郡正(ニ)一位猿投大明神と見ゆ。今も猿投(ナゲ)村と云に在て。サナギともサナゲとも云なり。然れど古(フル)く猨を佐とも云る事を炳(シル)し。故(カレ)借(リ)て書るならむ。然るを古くも。猿字の借字なることをを思ハざりしと聞えて。神代紀下に。此神の容貌(ミカタチ)を。口(クチ)尻(シリ)明耀(アカクヒカリ)云々と。猿の状に見ゆばかく書れしにて。甚(イミ)じき非になれと。既に辨(ヘ)たるが如し。第百三十六段の徴を見るべし。就て此神やがて佐太大神になる由なるべく比古てふ言の有無(アリナシ)のみの違(タガヒ)にて。全く同じ御名になり。其(ソ)は出雲風土記に。三所に。佐太大神と記し。神代紀に。猿田彦大神とみおのづから名告(ナノ)りまし。古語拾遺もおなじ。古事記にも。皇美麻命の御詔(ミコト)に。猨田毘古大神と詔へり。然れバ此ハ。尋常(ヨノツネ)に。大神を申すとは異(カハ)れり。刺国(サスクニ)大神(オホカミ)になぞれ類に。元より大神と申べき由ありて負賜ひけむ。是(コレ)同神なるべき一證(ヒトツノアカシ)なり。なお下に論ふを見るべし。○大土之御祖神と申す御名の意も。既に注(イ)ありげて此大土

神やがて猿田毘古ノ大神なる由は。伊勢ノ国度會ノ郡宇治山田の地主神と稱して祭れるに。（此事もすでに第七十四段の傳に云へり。なほ神武天皇ノ巻の傳をも見べし。）猿田毘古ノ神。後に天照大御神を伊勢の狭長田伊須受之川上に到坐むと云ひて。御自ハ。伊勢ノ国に鎮坐るに符ひ。（此事も。第百三十六段。第百四十段。第百四十二段などを見て知るべし。）はた其御孫大田ノ命と云を。宇治ノ土公氏ぞいひ此ノ命垂仁天皇の御世に。天照大御神を伊勢ノ国宇治ノ地に待受奉るなどを合せ考へて知らる。猶その處々に注を見よ。○弓箭失坐矣。これ弓箭失矣と有べきを。失坐矣とあるを思ふに。此ノ弓箭ハ御父神の御靈實と。齋賜へる弓箭ぞ聞えたり。三輪ノ大物主ノ神の御魂の。丹塗矢に化て。活玉依比賣を（妊ませ。火雷ノ命の御魂の。こも丹塗矢に化て。玉依日女を孕ませたるなど思ひ合すべし。）斯て其御父神ハ。大歳ノ神なり。其は大土ノ御祖ノ神。猿田毘古ノ神。（亦ノ云佐太ノ大神）同神なること。上にも下にも注如くにて。大土ノ御祖ノ神ハ。大歳ノ神の御子なること。既に見えし如くなるぞなり。（第七十四段見るべし。猿田毘古ノ大神の御祖を。今まで都に人の知ざりしハ。大土ノ神と同神なることを知ざるに依てなり。）○麻須羅神之子坐則とは。麻須羅は正心にて。生れし御子。正心男なる神に坐ぞ。（古の麻須羅神を。父神に係て心得むハ非なり。）○願給矣ハ。即神ぞ詔へるなり。誓の事ハ既に上に注へり。（第三十二段の傳見るべし。）○角弓箭とは。角弭の弓箭なるべし。（景行天皇ノ巻に記せ

る。角弭弓をもて。堅魚を釣る故事あり。思合すべし。○此者非弓箭とは。角弭の弓箭のいやしきを詈と云御言なり。○金弓箭また鐵弭の弓矢に云なし。金とは有れど。黄金のことには非ず。うち任せて加泥と云は。鉄のことをなるに。金字書ハ常なり。常陸風土記香嶋郡の下に。鐵弓二張。鐵箭二具と見ゆ。○待取之とて。流來るを遲しと待取給ふなり。○射通ハ。岩屋をなり。○光加く明也ハ。氏理加く夜祁理と訓べし。○故云加加は。光加く明る故に。號と云由なり。○加賀郷ハ。本書風土記に。嶋根郡加賀郷。郡家西北二十四里一百六十歩。佐太大神所坐也とあり。抄に。加賀浦。大蘆津等也といへり。和名抄にも加賀とあり。○加賀神埼も。同記同郡に。加賀神埼。即有窟。高一十丈許。周五百二歩。東西北通。所謂佐太大神之所産生処也云々とあり。此埼ハ郷の北に在て。窟ハ今も。佐太大神の生坐る處と。云ひ傳ふとぞ。黒沢正恒と云人の。大社記といふ物に。窟中水の速きこと矢の如き故に。小舟に乗り。櫓梶なくて行こと速なり。數十間往て。東西に抜穴あり。俗是を潜門といふ。窟中より仰ぎて見れば。乳房の形あり。りて。水滴ることと絶ず。此海中の草。此乳味に潤ひを受くるによりて。其味他方の草より旨しと云。まさ此浦の女を。皆〻ならバ。左の乳房大きなるを。此窟の乳房も。左大なるゝ故なり。岩間の水の滴る音。岸うつ波のひゞき。樹魂にこたへ。百千の雷の如し。人の物言音も詳ならバ。偶咳すれバ。山彦にこたへて響し。棹の哥を哥へば。十人の音千万人のこゑを聞也。窟を出て見れば。岸上に馬の足跡あり。此ハ大神の竜馬に乗上給ひし処なりと云。礒の岩上より馬槽あり。所の人語るハ。此浦を加〻と云とり起也て。今世まで母を加〻と云れど語る。此神窟によりて加賀浦まで半里。加賀より水浦まで海上一里なり。隠岐國も石見も間近く見ゆ。細川玄旨法印の狂哥に。哀にもいまど

乳を呑む海士の子の加くのあさりや放さざるらむと訓ましと云り。谷川士清の和訓栞にも。衆妙集に。出雲国仁保の浦近き。加くと云所の漁人の家にとまりて。哀にもいまだ乳を呑む云ゝをふ哥をなバて。加賀の潜戸とて。海中に山ありて。岩屋の中に眞水を出し。是を乳水を云へり。猶さ大社の神の乳石とも云りとなり。衆妙集とは玄旨法印の集なり。加ゝの説は云にも足らぬ然ど。ふるくかゝる諺も有しと見ゆ。○佐太大神所坐也とは。眞龍解に。佐太社地は。秋鹿郡の東堺。加賀ハ嶋根郡の西堺に屬て。共に大神の敷坐地なれば。大神所坐也と書るなりと云なり。其社地ハ。同郡に。神名火山。郡家東北九里卌歩。高二百卅丈。周一十四里。所謂佐太大神社。即在彼山下也と見ゆ。抄に神名火山之麓者。所謂佐田大神社也とあり。秋鹿郡に在神祇官をなる社の中に。佐太御子社をなすは是なり。抄に佐田三社。

其一社。伊佐奈枳乃麻奈子。熊野加武呂命。一社。神魂命。御子。枳佐加比ゝ賣命。佐太大神。一社。迩ゝ枳命。伊佐奈弥命。天照大神也と見えたり。神名式には。佐陀大神社となり。今本大字を脱せり。古本に依て補へり。国史に。貞観元年七月十一日。出雲国従五位下佐陀神授正五位下。同九年四月八日。正五位下佐陀神正五位上。同十三年十一月十日。佐陀神従四位下など見ゆ。杵築大社記に。佐太社は。佐太山の麓にあり。八十八員隼人と云あり。是は先驅者なり。まさ社の前二町ばかりに。田中社なり。天鈿女命祀るなりと云なり。田中社ハ風土記よりも見えて。抄に。佐田宮内。田中大神。祭猿田彦命。といへり。何にても佐太大神の猿田毘古大神なるに由あり。此社の古をは。猶末に注すべし。此処の傳見るべし。第百二十三段。杵築宮○支佐貝比賣命之社は。風土記嶋根郡に。在神祇官とある社の中に。加賀社をなすは是なり。抄に加賀郷自灘礒神崎窟戸中所産生之大神也。後潜陸地。謂窟戸大神神也といへり。神名式に。加賀神社をあり。今は加賀の潜戸と云とぞ。

○今人云く。眞龍云。此風土記の成ける天平の時の人も。昔の傳へに依て。此窟の邊行く時も。必聲礚して行と記しに其より千年餘を經て。今人も此所を船乗しる時も。聲とゞろゝして行けりと云へり。

○門人曾我常昌。及び田口慶成。田口慶秀ら云ふ。此巻を上木して世に弘むる者は。美濃国加茂郡越原村に住居る越原正蒿。まさ同村なる。五斗信興。桂川盛苗らなるが。彼初巻より次々を。刊行しゝ流人々の。力の添るは。上の巻々に同じ。かくて十七より此巻までを。第五帙とれ。

彫工　木邨房義

伊吹迺屋先生及門人著述刻成書目　塾藏版

- ○古史成文 神代部　三巻
- ○古史徴 神代部六冊 開題記五冊　十一巻
- ○古史傳 自初巻至廿八巻　七帙刻成
- ○古史本辭經 五十音義訣　四巻
- ○神代系圖 折本袷入　一帖
- ○同 小折本　一帖
- ○同 掛軸料　一枚
- ○靈能眞柱　二巻
- ○神拜詞記 折本　一帖
- ○玉多須喜 二帙　十巻
- ○太元圖說 石摺　一幅
- ○古語拾遺校訂　一巻
- ○万聲大統譜　一幅
- ○祝詞式正訓　二巻
- ○神字日文傳 疑字篇附　三巻
- ○度制考　二巻
- ○弘仁歴運記考　二巻
- ○大祓詞正訓 折本　一帖
- ○古史年歴編畧　一帖
- ○天津祝詞考　一巻
- ○鬼神新論　一巻
- ○學神号 石摺　一幅
- ○春秋命歴序考　二巻
- ○入學問答 附著述書目　一巻
- ○大扶桑国考　二巻
- ○赤縣太古傳 初帙　三巻
- ○赤縣太古傳成文　一巻
- ○三五本国考　二巻

○三神山餘考　一巻	○古今妖魅考　三巻	○古道大意 講本　二巻
○俗神道辨 講本　四巻	○静乃石屋 同　二巻	○西籍慨論 同　三巻
○出定笑語 講本 附録　凡六巻	○伊吹於呂志 同　二巻	○悟道辨 同　二巻
○牛頭天王暦神辨　一巻	○童蒙入學門　一巻	○三易由來記　二巻
○毉宗仲景考　一巻	○太昊古易成文　一巻	○太昊古暦成文　一巻
○大道或問　一巻	○皇典文彙　三巻	○赤縣歴代尺圖　一枚
○古學二千文 付 讀例　一巻	○古易大象經正文　一巻	○説文解字序　一巻
○宮比神御傳記 付 御影　一巻	○天満宮御傳記略　二巻	○日女島考　一巻
○古道訓蒙頌　一巻	○神徳畧述頌　一巻	○叶古要略　一巻
○荷田翁啓文　一巻	○草木撰種録　一枚	○魂魄分属圖説 石摺　一幅
○祭典略 附 祭文例　一巻	○千字文　一巻	○諸職祖神号 石摺　數種
○神字原五十音　一枚	○皇祖宮所考　一巻	○故大人遺訓措物　數種

国立公文書館
National Archives of Japan